

第1部

出入国在留管理をめぐる近年の状況

- 第1章 外国人の出入国の状況
- 第2章 日本人の出帰国の状況
- 第3章 外国人の在留の状況
- 第4章 技能実習制度及び特定技能制度の実施状況
- 第5章 外国人の退去強制手続業務の状況
- 第6章 難民認定等の状況
- 第7章 人身取引（性的サービスや労働の強要等）
対策及び外国人DV被害者保護

第1章 外国人の出入国の状況

第1節 外国人の出入国者数の推移

1 外国人の入国

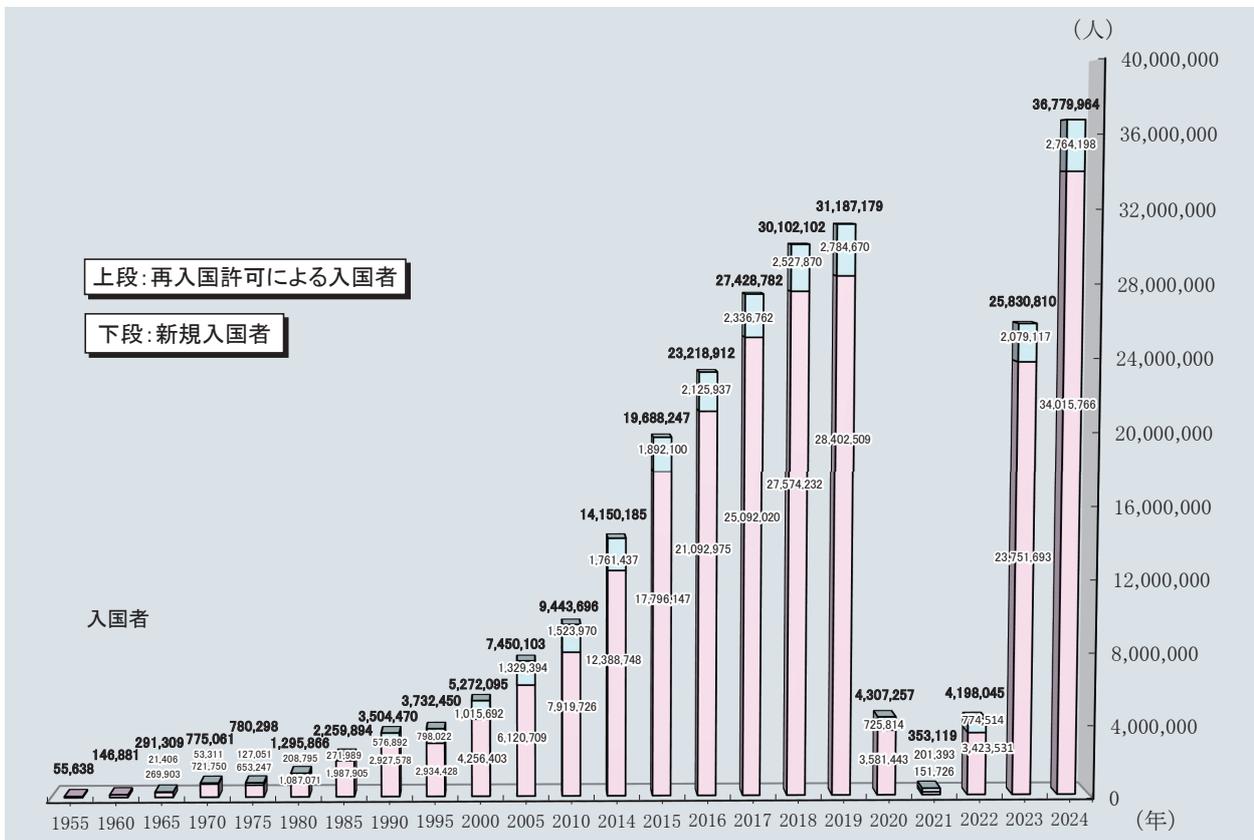
(1) 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた1950年は約1万8,000人と僅かであったが、1978年には100万人、1984年には200万人、1990年には300万人、1996年には400万人、2000年には500万人、2013年には1,000万人、2016年には2,000万人、2018年には3,000万人をそれぞれ突破した。2024年は、前年と比べ1,094万9,154人（42.4%）増の3,677万9,964人となり、大幅に増加した。

また、2024年における外国人入国者数のうち「新規入国者」数は3,401万5,766人で、前年と比べ1,026万4,073人（43.2%）増加し、「再入国者」数は276万4,198人で、前年と比べ68万5,081人（33.0%）増加している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、航空機数及び船舶の運航数が大幅に減少していたが、2022年3月以降、外国人の新規入国制限の見直しや入国者総数の上限を段階的に緩和したことなどで、国際旅客便数等が増加したことにより、外国人新規入国者数は、新型コロナウイルス感染症拡大前である2019年と比較して19.8%増加し、過去最高を記録した（図表1）。

図表1 外国人入国者数の推移

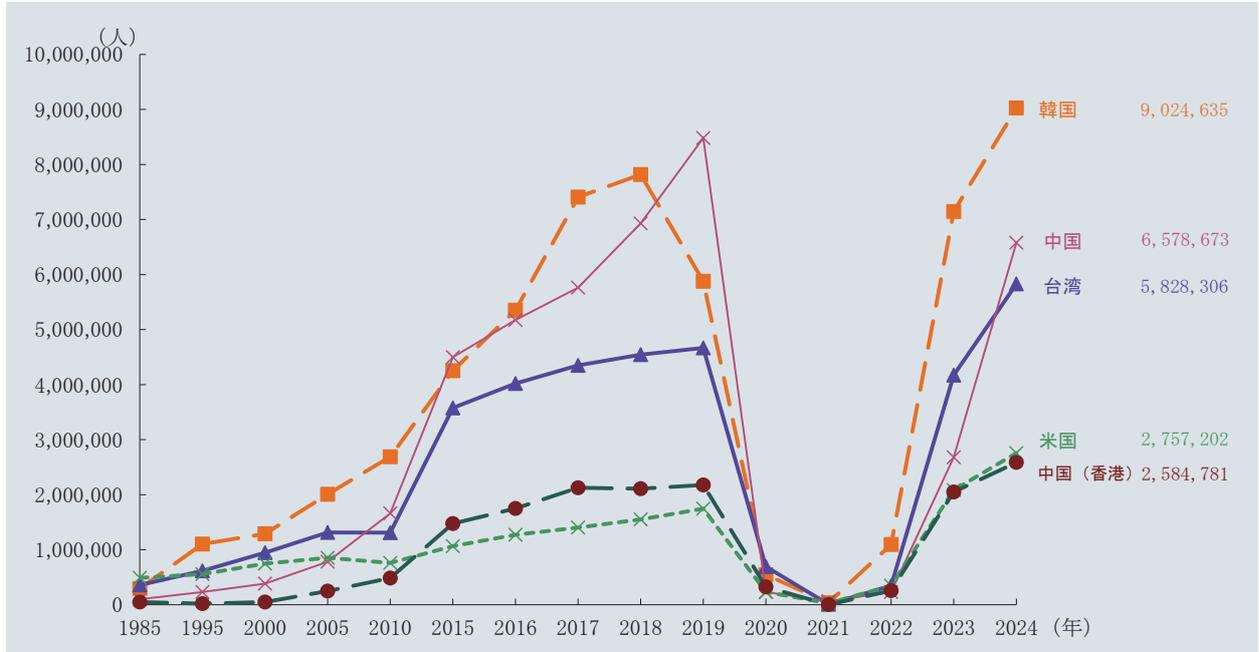


(※) 1955年及び1960年は、入国者の内訳を算出していません。

(2) 国籍・地域別

2024年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が902万4,635人と最も多く、入国者数全体の24.5%を占めている。以下、中国657万8,673人（17.9%）、台湾582万8,306人（15.8%）、米国275万7,202人（7.5%）、中国（香港）258万4,781人（7.0%）の順となっている^(注)。このうち、上位5か国・地域で入国者数全体の72.8%を占めている（**図表2**）。

図表2 主な国籍・地域別入国者数の推移



(注) 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「台湾」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で、香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で、英国政府が発給した英国海外市民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。

他方、在留外国人関係の統計においては、2011年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり、2012年以降の在留外国人数（中長期在留者（後記資料編第4節1参照）と特別永住者の合計）の「中国」は、台湾のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

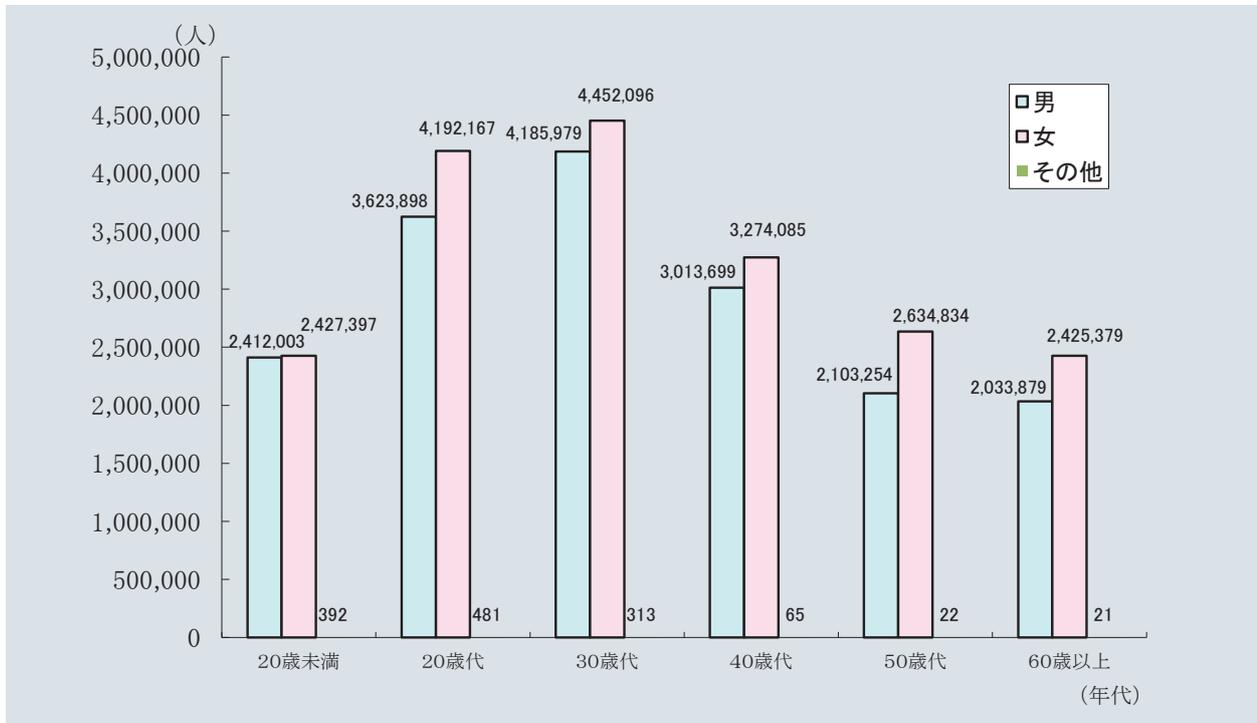
また、中国（その他）とは、中国国籍を有する者で、中国及び香港特別行政区を除く政府（例えば、マカオ特別行政区）が発給した身分証明書等を所持する者をいう。

(3) 性別・年齢別

2024年における外国人入国者数を性別で見ると、男性1,737万2,712人、女性1,940万5,958人、その他1,294人であった。

次に、年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者数全体の23.5%となっている（[図表3](#)）。

図表3 性別・年齢別外国人入国者数（2024年）



(4) 目的（在留資格）別

2024年における新規入国者数を目的（在留資格）別で見ると、「短期滞在」が3,335万8,681人と最も多く、新規入国者数全体の98.1%を占めており、次いで「留学」16万7,087人（0.5%）、「技能実習」14万7,922人（0.4%）、「特定技能」6万4,626人（0.2%）の順となっている（[図表4](#)）。

図表4 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
総数		28,402,509	3,581,443	151,726	3,423,531	23,751,693	34,015,766
外交		12,206	2,120	2,109	4,849	7,300	6,282
公用		42,934	3,708	1,973	11,811	26,544	27,024
教授		3,185	992	921	2,645	2,423	2,606
芸術		474	117	13	280	378	426
宗教		949	329	45	1,280	783	1,373
報道		69	29	19	44	30	30
高度専門職1号イ		37	26	16	55	40	29
高度専門職1号ロ		624	354	74	1,225	1,386	1,247
高度専門職1号ハ		118	76	18	393	947	899
高度専門職2号		0	0	0	0	0	0
経営・管理		2,237	1,537	474	4,346	5,295	4,483
法律・会計業務		5	2	1	8	5	5
医療		58	38	19	57	82	62
研究		364	155	89	364	253	290
教育		3,463	1,280	2,757	3,041	3,454	3,715
技術・人文知識・国際業務		43,880	19,705	2,532	35,711	43,787	56,532
企業内転勤		9,964	3,188	497	7,798	8,443	8,765
介護		4	23	3	42	55	54
興行		45,486	7,218	1,570	24,404	33,646	39,948
技能		4,355	1,729	388	4,075	5,269	6,994
特定技能1号		563	3,760	1,093	20,418	43,626	64,626
特定技能2号		0	0	0	0	0	0
技能実習1号イ		6,300	1,652	218	3,575	4,008	3,544
技能実習1号ロ		167,405	74,804	21,899	163,882	169,774	140,621
技能実習2号イ		8	2	0	8	3	2
技能実習2号ロ		183	116	23	120	190	199
技能実習3号イ		226	63	3	148	138	61
技能実習3号ロ		14,750	7,189	1,280	11,299	8,917	3,495
文化活動		3,793	815	202	2,784	2,850	3,072
短期滞在		27,810,548	3,360,831	71,771	2,861,731	23,132,035	33,358,681
留学		121,637	49,748	11,651	167,128	139,574	167,087
研修		12,985	2,392	179	3,859	10,731	10,471
家族滞在		31,788	17,056	11,313	47,389	47,989	50,564
特定活動		31,712	7,381	3,508	10,006	23,523	32,042
永住者			166	1,861	4,225	4,260	
日本人の配偶者等		10,694	6,306	7,356	9,143	7,965	7,345
永住者の配偶者等		1,990	1,151	1,174	1,760	2,467	1,944
定住者		17,515	5,385	4,677	13,628	13,523	11,248

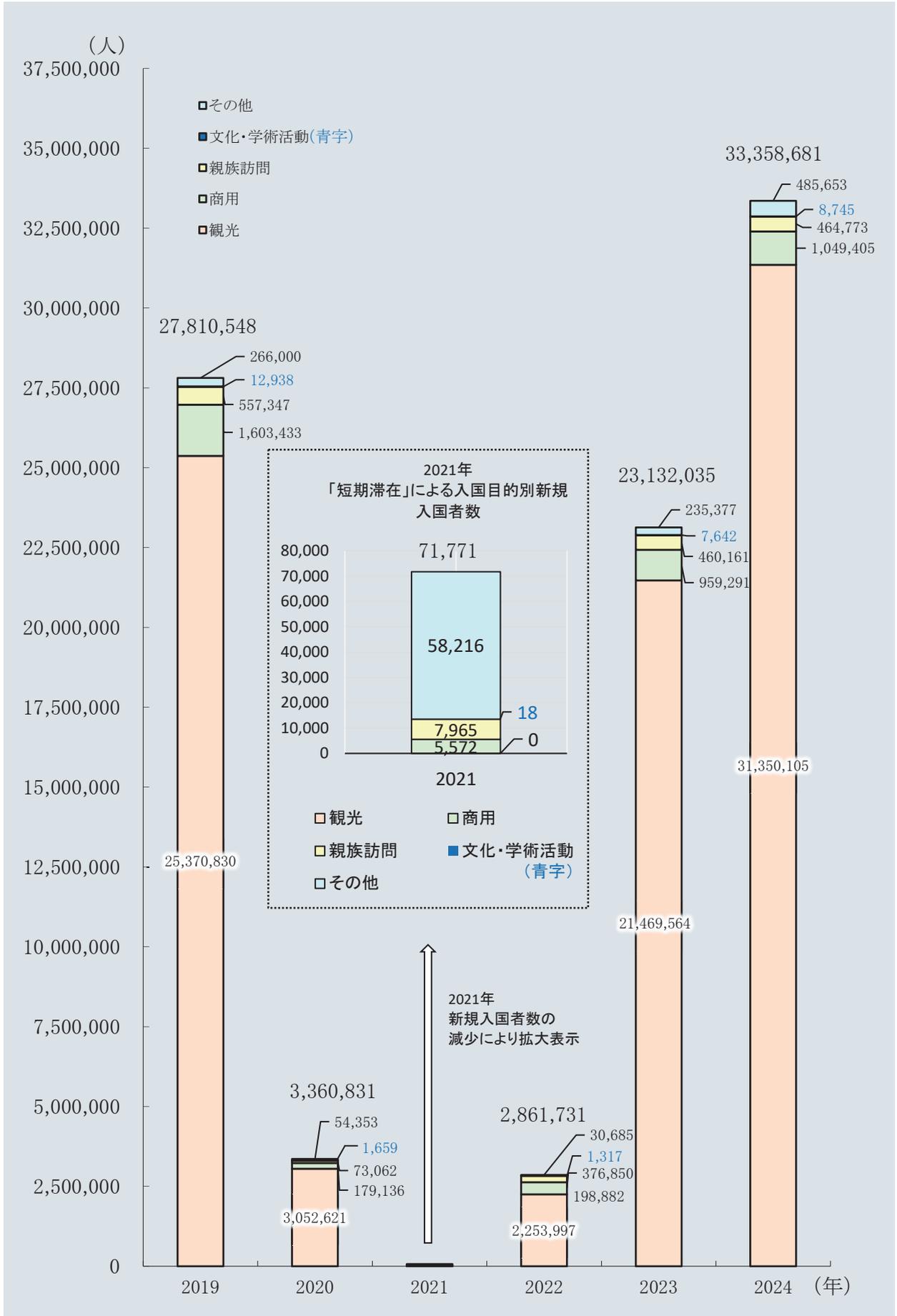
(※1) 2019年4月1日から在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が新設された。

(※2) 2020年から2023年までは、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期限内に再入国が困難な永住者への対応として、2023年4月30日までに「定住者」の査証申請を行った元永住者に「永住者」の在留資格を許可していたが、現在、本例外措置の運用は終了している。

ア 「短期滞在」

2024年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数を入国目的別で見ると、観光3,135万105人(94.0%)、商用104万9,405人(3.1%)、親族訪問46万4,773人(1.4%)となっている(図表5)。

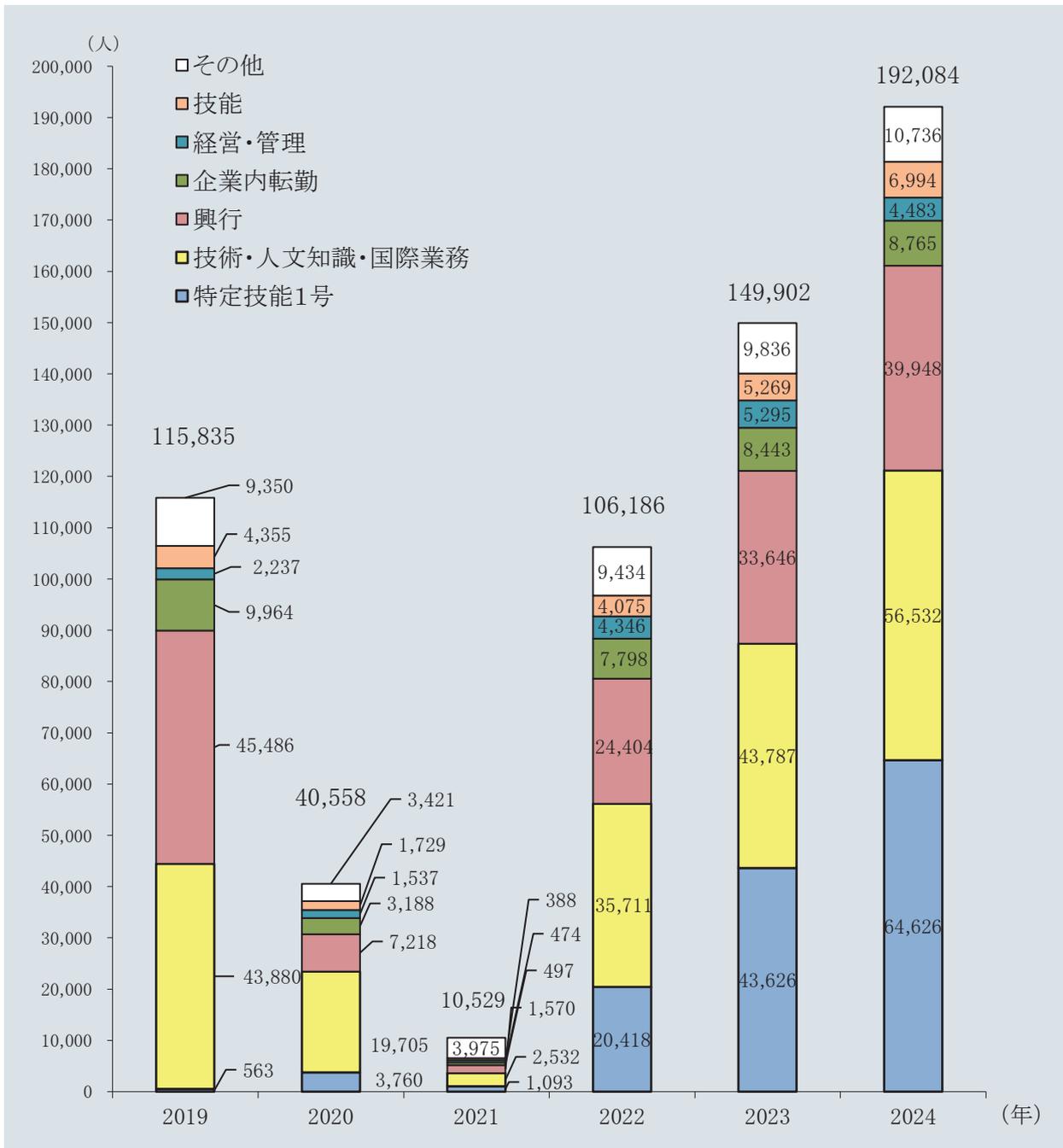
図表5 「短期滞在」の在留資格による入国目的別新規入国者数の推移



イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2024年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第1の1の表及び2の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数は19万2,084人であり、前年と比べ4万2,182人（28.1%）増加している（図表6）。

図表6 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



(※) 法別表第1の1の表及び2の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

2024年における新規入国者数全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は0.56%である。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

(ア) 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」

2024年における一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格による新規入国者数は「技術・人文知識・国際業務」5万6,532人、「企業内転勤」8,765人の計6万5,297人であり、前年と比べ「技術・人文知識・国際業務」は1万2,745人（29.1%）増加、「企業内転勤」は322人（3.8%）増加している。

(イ) 「特定技能1号」

2024年における「特定技能1号」の新規入国者数は6万4,626人であり、前年と比べ2万1,000人（48.1%）増加している。

(ウ) 「興行」

2024年における「興行」の在留資格による新規入国者数は3万9,948人であり、前年と比べ6,302人（18.7%）増加している。

(エ) 「経営・管理」

2024年における「経営・管理」の在留資格による新規入国者数は4,483人であり、前年と比べ812人（15.3%）減少している。

(オ) 「技能」

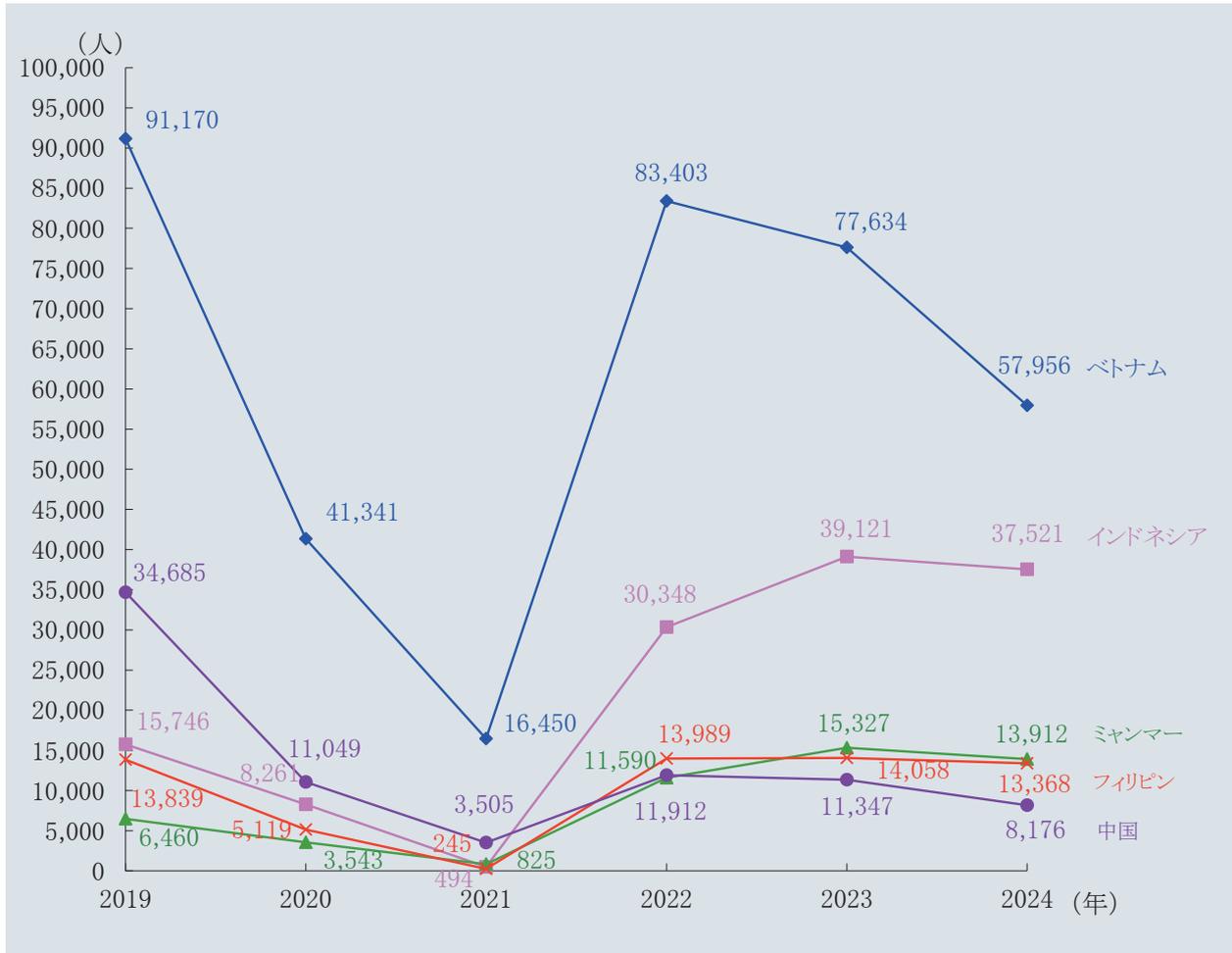
2024年における外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による新規入国者数は6,994人であり、前年と比べ1,725人（32.7%）増加している。

ウ 「技能実習1号」

2024年における「技能実習1号」の在留資格による新規入国者数は14万4,165人であり、前年と比べ2万9,617人（17.0%）減少している。

国籍・地域別で見ると、ベトナムが5万7,956人と最も多く、全体の40.2%を占め、以下、インドネシア3万7,521人（26.0%）、ミャンマー1万3,912人（9.7%）、フィリピン1万3,368人（9.3%）、中国8,176人（5.7%）の順となっている（[図表7](#)）。

図表7 「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移

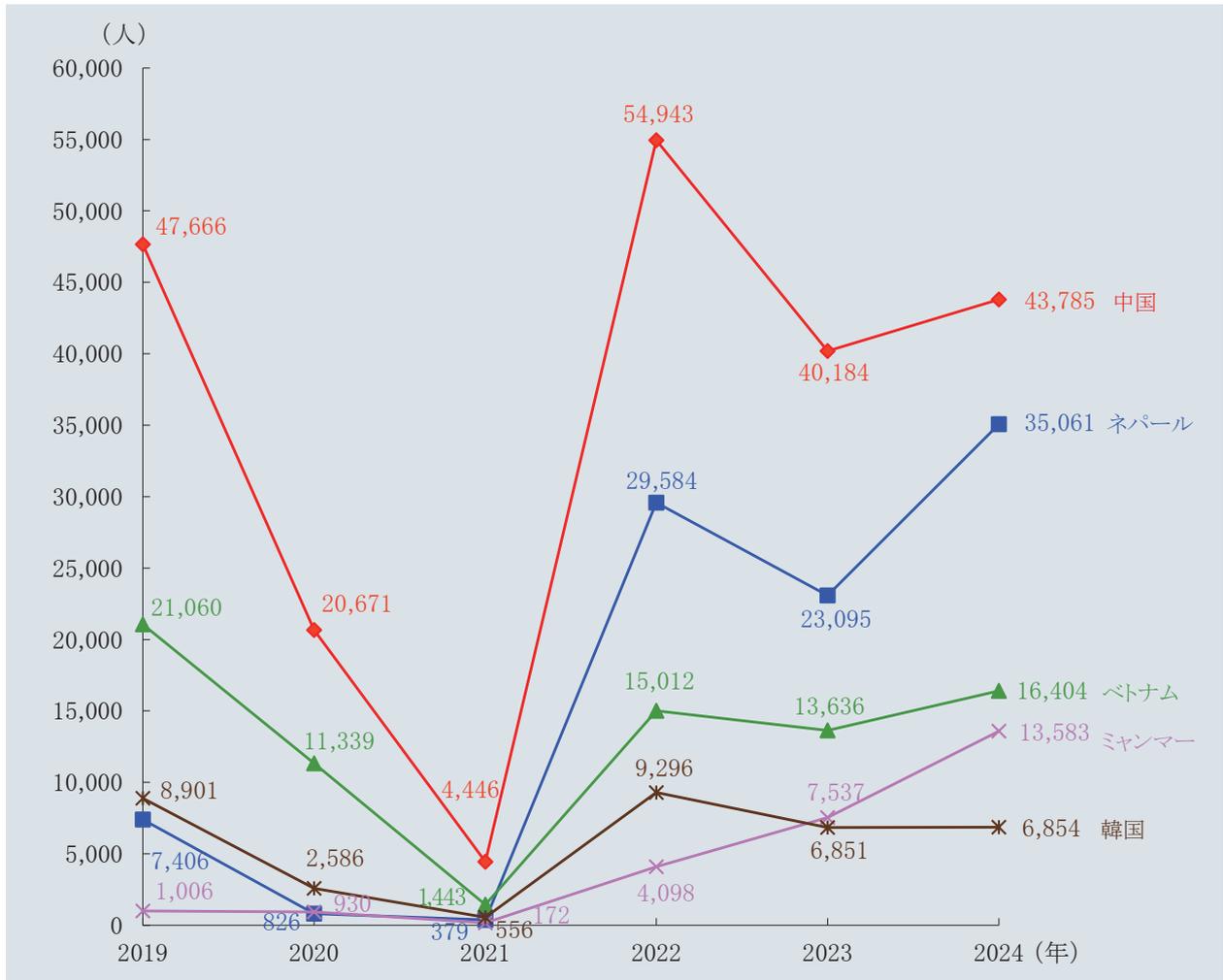


エ 「留学」

2024年における「留学」の在留資格による新規入国者数は16万7,087人であり、前年と比べ2万7,513人(19.7%)増加している。このうち、上位5か国・地域は全てアジアからの学生で、全体の69.2%を占めている。

国籍・地域別で見ると、中国が4万3,785人で全体の26.2%を占め、以下、ネパール3万5,061人(21.0%)、ベトナム1万6,404人(9.8%)、ミャンマー1万3,583人(8.1%)、韓国6,854人(4.1%)となっている(図表8)。

図表8 「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



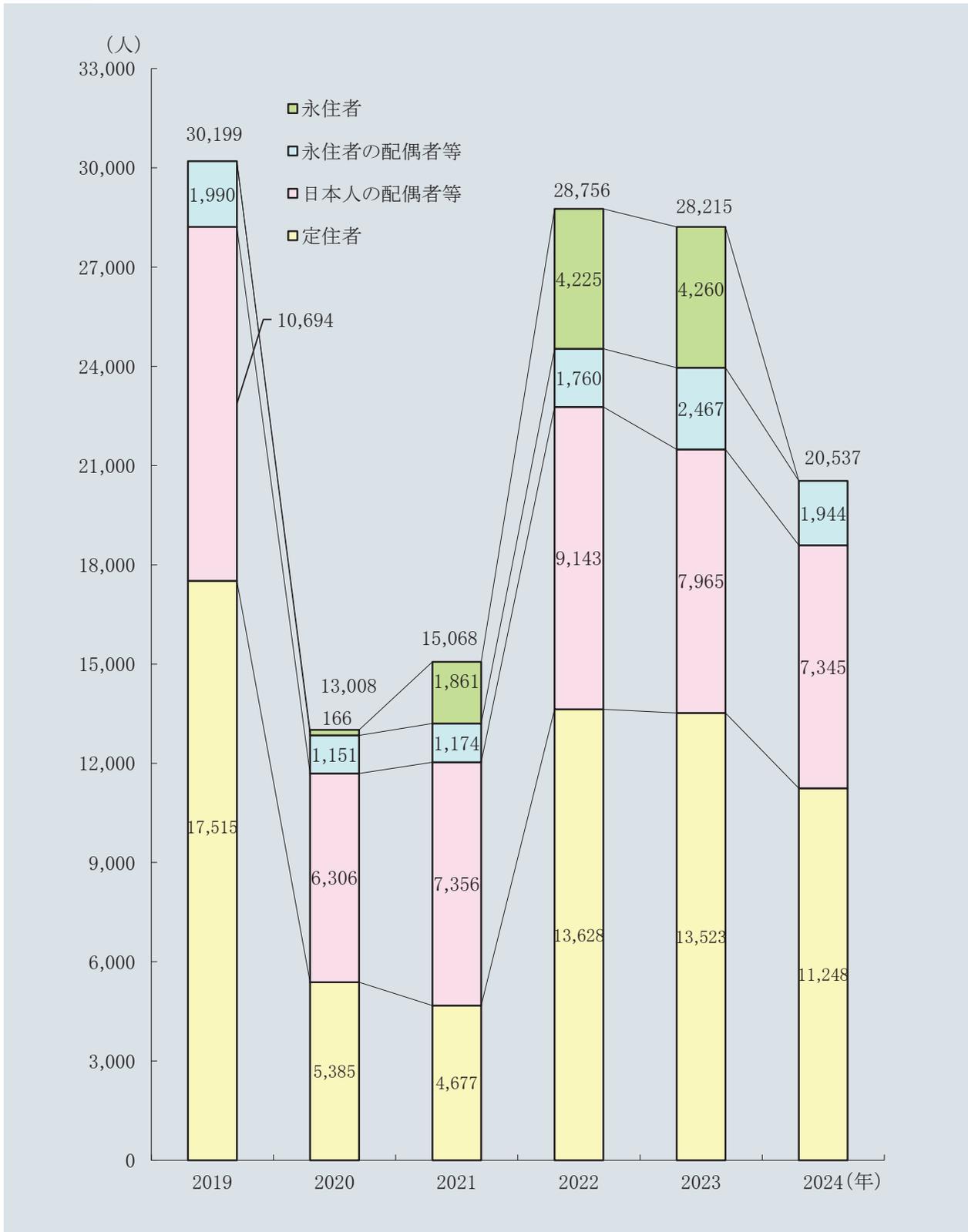
オ 身分又は地位に基づいて入国する外国人

2024年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は7,345人、「永住者の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は1,944人であり、前年と比べ「日本人の配偶者等」は620人（7.8%）減少、「永住者の配偶者等」は523人（21.2%）減少している。

2024年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は1万1,248人で前年と比べ2,275人（16.8%）減少している（図表9）。

なお、「永住者」の在留資格は、原則として上陸許可時に決定される在留資格から除外されている（入管法第7条第1項第2号）が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することが困難であった「永住者」について、「永住者」の在留資格により新規入国が可能となる取扱いを行っていた。ただし、本取扱いは、水際措置の緩和に伴い、2023年4月30日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む。）の有効期間が満了し、かつ、それまでに在外公館において「定住者」の査証申請をした元永住者を最終的な対象者としており、本例外措置の運用が終了したことで、2024年における「永住者」の在留資格による新規入国者数は0人となっている。

図表9 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



(※) 2020年から2023年までは、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に再入国が困難な「永住者」への対応として、2023年4月30日までに「定住者」の査証申請を行った元永住者に「永住者」の在留資格を許可していたが、現在は、本例外措置の運用は終了している。

2 特例上陸

2024年における特例上陸を許可した件数は356万1,010件であり、前年と比べ190万9,666件(115.6%)増加している。

このうち、乗員上陸許可をした件数は226万676件であり、特例上陸を許可した件数全体の63.5%と大部分を占めている(図表10)。

図表10 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
総数		4,961,505	919,311	421,925	482,569	1,651,344	3,561,010
寄港地上陸		13,861	7,462	182	2,085	29,953	33,715
船舶観光上陸		2,026,307	119,960	0	0	166,460	1,256,518
通過上陸		7,760	3,003	6	869	9,214	9,614
乗員上陸		2,913,001	788,305	421,279	479,152	1,445,326	2,260,676
緊急上陸		483	556	415	398	352	420
遭難上陸		92	24	42	63	28	62
一時庇護上陸		1	1	1	2	11	5

3 外国人の出国

2024年における再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は3,341万9,010人であり、前年と比べ1,037万7,720人(45.0%)増加している。

このうち、滞在期間が15日以内の出国者数は3,161万1,882人で、全体の94.6%を占めている(図表11)。

図表11 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間	年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
総数		28,083,240	4,120,279	223,728	2,691,344	23,041,290	33,419,010
15日以内		26,778,686	3,678,125	29,901	2,344,237	21,650,924	31,611,882
15日を超えて1月以内		737,979	163,396	32,251	115,328	924,301	1,277,769
1月を超えて3月以内		307,985	79,142	13,520	62,139	280,505	338,010
3月を超えて6月以内		56,114	31,705	3,955	14,758	52,654	52,006
6月を超えて1年以内		57,138	53,376	9,200	6,138	38,446	43,909
1年を超えて3年以内		99,183	65,530	64,707	52,891	32,053	46,744
3年を超える		44,733	47,904	68,950	94,477	61,239	47,495
不詳		1,422	1,101	1,244	1,376	1,168	1,195

第2節 上陸審判状況

1 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理



上陸口頭審理風景

2024年における口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は、9,677件であり、2023年と比べ2,572件（21.0%）減少している。

口頭審理新規受理件数の内訳として最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請等（入管法第7条第1項第2号不適合）入国目的に疑義のある事案で、このような事案は2023年から2,723件（26.5%）減少して7,568件となり、新規受理件数の78.2%を占めている。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（入管法第7条第1項第1号不適合）疑いのある事案は1,253件で、2023年と比べ22件（1.8%）増加し、新規受理件数の12.9%となっている。さらに、上陸拒否事由に該当する（入管法第7条第1項第4号不適合）疑いのある事案が856件で、2023年と比べ129件（17.7%）増加し、新規受理件数の8.8%を占めている。また、2007年11月20日から入管法で義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ（入管法第7条第4項該当）事案の2024年における特別審理官への引渡しは、0件であった（[図表12](#)）。

図表12 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	年	2020	2021	2022	2023	2024
総数		25,056	4,419	7,802	12,249	9,677
偽変造旅券・査証行使等 (7条1項1号不適合)		800	690	1,400	1,231	1,253
虚偽申請等 (7条1項2号不適合)		1,633	2,284	6,001	10,291	7,568
申請に係る在留期間不適合 (7条1項3号不適合)		—	—	—	—	—
上陸拒否事由該当者 (7条1項4号不適合)		22,623	1,445	401	727	856
個人識別情報提供をしない者 (7条4項該当者)		0	0	0	0	0

2024年における口頭審理の処理状況^(注)を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は871件で、2023年と比べ107件（14.0%）増加している。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は6,623件で、2023年と比べ1,543件（30.4%）増加している。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は1,538件で、2023年と比べ4,372件（74.0%）減少している（図表13）。

図表13 口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	年	2020	2021	2022	2023	2024
総数		25,064	4,420	7,791	12,252	9,684
上陸許可		22,353	1,484	553	764	871
退去命令		1,347	11	1,154	5,080	6,623
異議の申出		928	2,791	5,790	5,910	1,538
上陸申請取下げ		360	126	275	465	613
その他		76	8	19	33	39

(※) 「その他」は、事件を他の地方出入国在留管理官署に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請を取り下げることで出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

(注) 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移（図表12）の総数と口頭審理の処理状況の推移（図表13）の総数が一致しない部分があるのは、例えば、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合など、事案によって口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

2 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議の申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

2024年における被上陸拒否者数は7,879人で、2023年と比べ1,746人（28.5%）増加している。被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると、タイ1,415人（18.0%）、中国802人（10.2%）、スリランカ686人（8.7%）の順となっており、上位3か国で全体の36.8%を占めている（[図表14](#)）。

図表14 主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総数		1,911	156	1,592	6,133	7,879
タイ		341	3	372	1,464	1,415
中国		262	36	56	273	802
スリランカ		18	4	79	490	686
インド		19	5	40	384	647
パキスタン		144	12	25	561	645
インドネシア		113	0	73	503	612
トルコ		204	1	289	453	382
韓国		125	18	100	293	382
ネパール		23	4	21	317	339
バングラデシュ		63	6	39	319	326
その他		599	67	498	1,076	1,643

(※) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

3 上陸特別許可

法務大臣が2024年に上陸を特別に許可した件数は936件で、2023年と比べ4,421件（82.5%）減少している（[図表15](#)）。

図表15 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分	年	2020	2021	2022	2023	2024
異議の申出 ^(※)		935	2,792	5,790	5,918	1,545
裁決結果	理由あり(上陸許可)	3	1	3	6	10
	理由なし					
	退去	70	5	105	374	364
	上陸特別許可	812	2,780	5,636	5,357	936
取下げ		49	6	38	174	233
未済		1	0	8	7	2

(※) 異議の申出件数には前年未済の件数を含む。

第3節 入国事前審査状況

1 査証事前協議

2024年における査証事前協議の処理件数は8,164件で、前年と比べ4,495件（35.5%）減少している。

2 在留資格認定証明書

2024年における在留資格認定証明書交付申請の処理件数は69万681件で、前年と比べ4万3,288件（6.7%）増加している。

査証事前協議と在留資格認定証明書の審査を合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている（[図表16](#)）。

なお、利便性向上等を図る目的で、2023年3月から在留資格認定証明書の電子的な交付を開始するとともに、上陸申請において同証明書写しの提出等を可能とする措置を講じた。

図表16 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分 \ 年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
査証事前協議	4,634	6,014	8,931	10,166	12,659	8,164
在留資格認定証明書交付申請	591,858	410,406	306,878	425,245	647,393	690,681

第2章 日本人の出帰国の状況

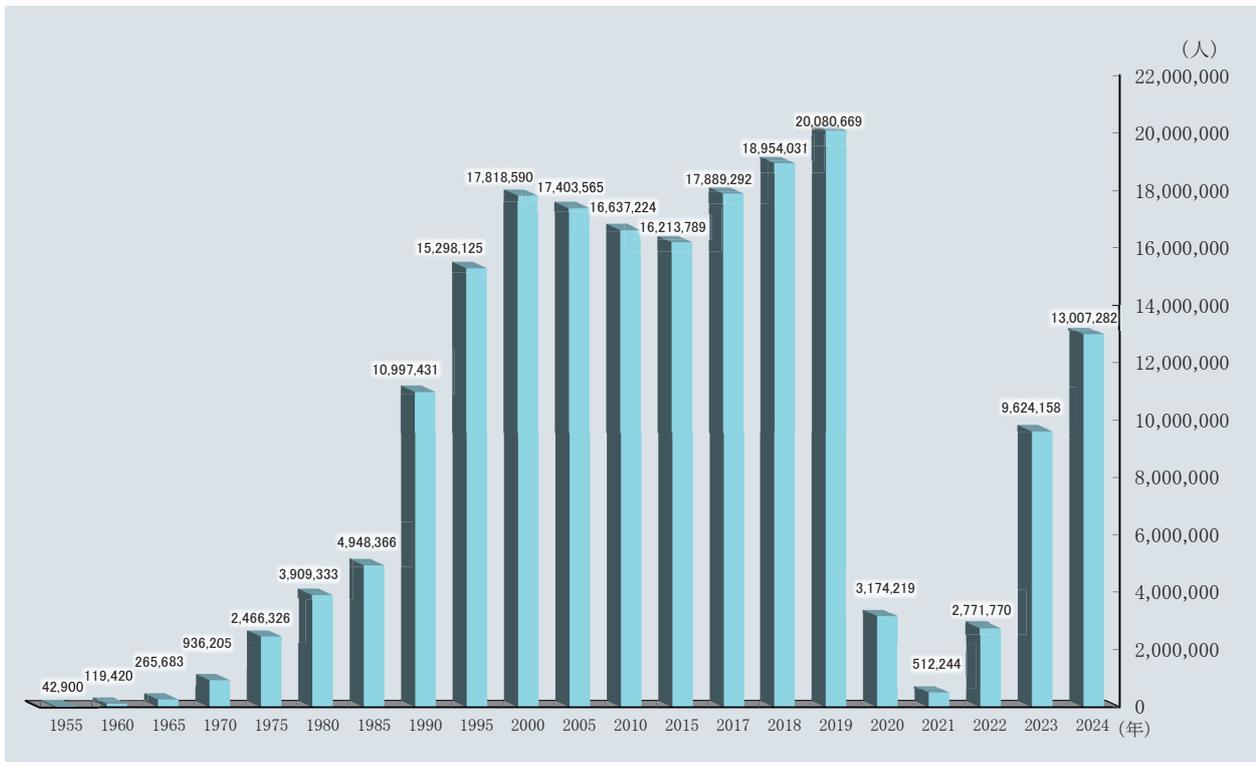
第1節 出国者

1 総数

2024年における日本人出国者数は1,300万7,282人と、前年と比べ338万3,124人（35.2%）増加している。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、航空機数及び船舶の運航数が大幅に減少していたが、2022年3月以降、外国人の新規入国制限の見直しや入国者総数の上限を段階的に緩和したことなどにより、国際旅客便数等が増加したことが、日本人出国者数の増加につながったものと考えられる（[図表17](#)）。

図表17 日本人出国者数の推移



2 性別・年齢別

2024年における日本人出国者数を性別で見ると、男性が645万7,919人、女性が654万9,363人で、男性が全体の49.6%、女性が50.4%となっている。この比率は、2001年以降で初めて女性の占める割合が男性を上回った。

年齢別に見ると、20歳代が279万9,756人で出国者数全体の21.5%を占めており、以下、50歳代238万9,386人（18.4%）、60歳以上223万9,843人（17.2%）、40歳代215万3,625人（16.6%）、30歳代200万9,411人（15.4%）、20歳未満142万3,731人（10.9%）の順となっている（[図表18](#)）。

図表18 性別・年齢別日本人出国者数（2024年）



第2節 帰国者

2024年における日本人帰国者数は1,291万3,738人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後5日以内に帰国した人数が746万1,345人で全体の57.8%と最も多くを占めている（図表19）。

図表19 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間	年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
総数		20,030,055	3,683,270	500,938	2,662,840	9,464,984	12,913,738
5日以内		12,150,774	1,891,374	11,082	684,262	5,004,286	7,461,345
5日を超えて10日以内		4,607,708	890,991	30,675	602,179	2,133,198	2,810,970
10日を超えて20日以内		1,182,976	254,898	36,474	292,457	717,260	866,837
20日を超えて1月以内		416,356	105,794	29,193	131,706	255,848	297,091
1月を超えて3月以内		688,694	191,495	90,899	226,915	428,454	512,087
3月を超えて6月以内		412,104	124,322	61,356	169,226	314,735	366,131
6月を超えて1年以内		318,140	137,036	63,887	147,376	302,432	334,098
1年を超えて3年以内		123,794	51,416	128,042	204,131	105,810	137,729
3年を超える		8,405	2,281	3,811	44,780	61,285	16,422
不詳		121,104	33,663	45,519	159,808	141,676	111,028

第3章 外国人の在留の状況

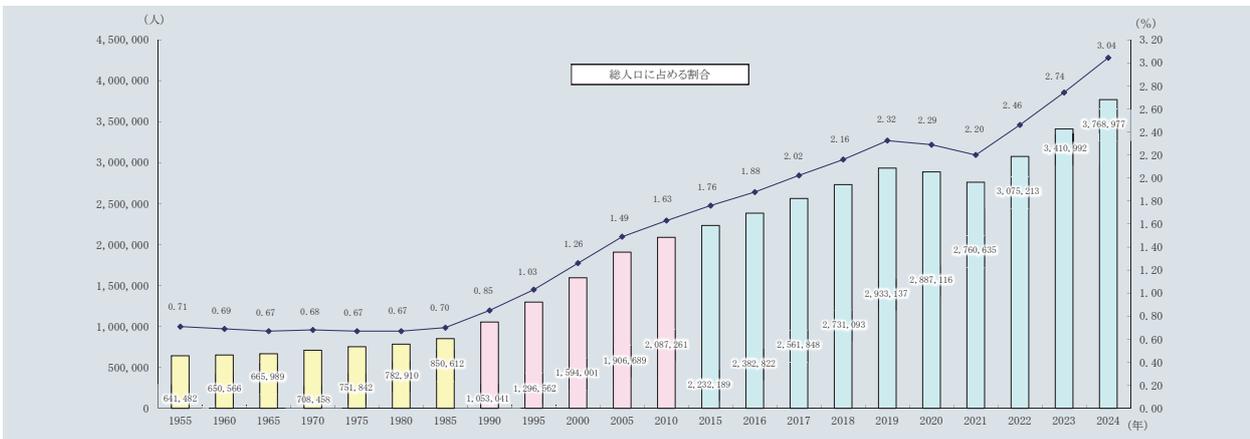
第1節 在留外国人数

1 在留外国人数

我が国における2024年末時点の中長期在留者（後記資料編第4節1参照）数は349万4,954人、特別永住者数は27万4,023人で、これらを合わせた在留外国人数は376万8,977人であり、前年末と比べ35万7,985人（10.5%）増加している。

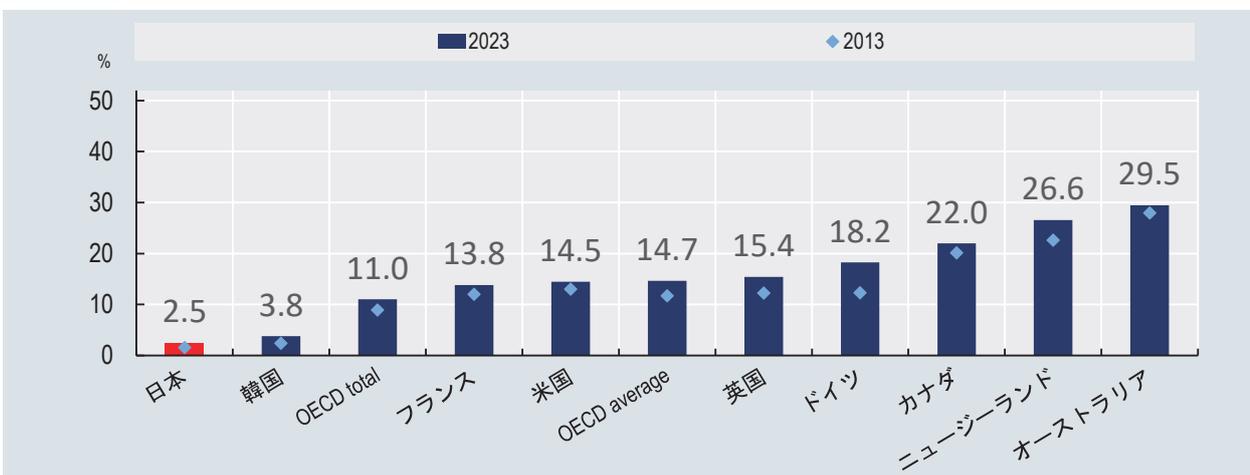
また、2024年末時点における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口約1億2,380万人（2024年10月1日現在人口推計（総務省統計局））に対し3.04%となっており、前年末と比べ0.3ポイント高くなっている（図表20、21）。

図表20 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



- (※1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。
- (※2) 1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
- (※3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

図表21 外国人等の人口割合の国際比較

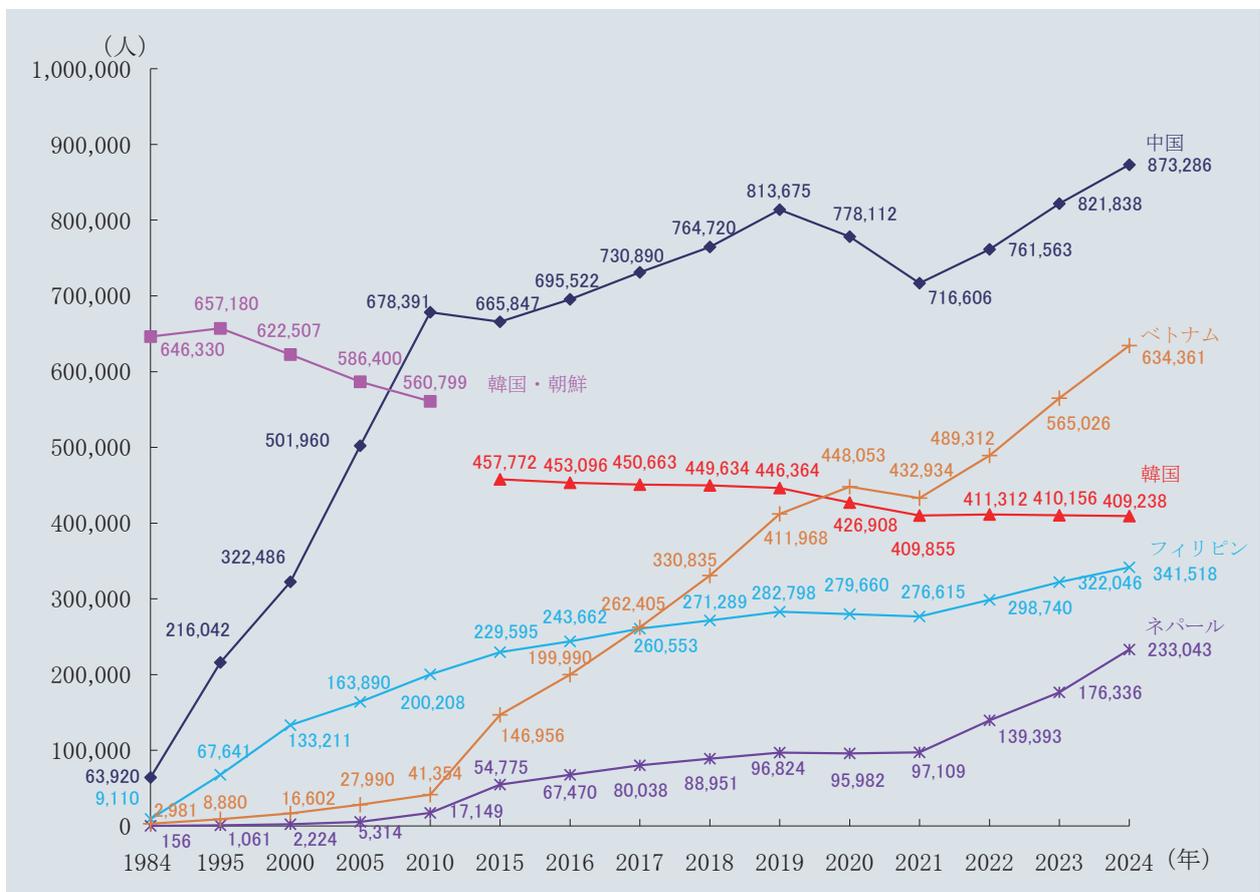


- (※1) OECD「International Migration Outlook 2024」から作成
- (※2) 日本と韓国については、外国人人口が総人口に占める割合を示しており、その他については、外国生まれ人口が総人口に占める割合を示している。

2 国籍・地域別

2024年末時点における在留外国人数を国籍・地域別で見ると、中国が87万3,286人と最も多く、全体の23.2%を占めている。以下、ベトナム63万4,361人（16.8%）、韓国40万9,238人（10.9%）、フィリピン34万1,518人（9.1%）、ネパール23万3,043人（6.2%）の順となり、前年末と比べネパールがブラジルに代わって第5位となった。また、2024年末時点における在留外国人数を年別の推移で見ると、中国は前年末と比べ5万1,448人（6.3%）の増加となった。また、ベトナム及びネパールは増加傾向が続いており、前年末と比べベトナムは6万9,335人（12.3%）、ネパールは5万6,707人（32.2%）の増加となった。韓国は減少傾向にあり、前年末と比べ918人（0.2%）の減少となった。このほか、フィリピンは前年末と比べ1万9,472人（6.0%）増加している（[図表22](#)）。

図表22 主な国籍・地域別在留外国人数の推移



（※1） 2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数の数である。

（※2） 2011年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、2012年末以降の「中国」は、台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

（※3） 2011年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、2012年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

3 目的（在留資格）別

（1）「永住者」・「特別永住者」

2024年末時点における在留外国人数のうち最も多い在留資格は、「永住者」（特別永住者を除く。）で、前年末と比べ2万6,547人（3.0%）増の91万8,116人であり、全体の24.4%を占めている（[図表23](#)）。

図表23 在留資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格		年	2019	2020	2021	2022	2023	2024						
総		数	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977						
中長期在留者	教	授	7,354	6,647	6,519	7,343	7,226	7,488						
	芸	術	489	448	385	502	580	669						
	宗	教	4,285	3,772	3,034	3,964	4,143	4,805						
	報	道	220	215	207	210	212	198						
	高	度	専	門	職	1	号	イ	1,884	1,922	1,885	2,030	2,281	2,528
	高	度	専	門	職	1	号	ロ	11,886	13,167	12,257	13,972	17,978	21,094
	高	度	専	門	職	1	号	ハ	570	676	648	1,116	2,219	3,338
	高	度	専	門	職	2	号		584	789	945	1,197	1,480	1,748
	経	営	・	管	理				27,249	27,235	27,197	31,808	37,510	41,615
	法	律	・	会	計	業	務		145	148	139	151	159	159
	医				療				2,269	2,476	2,482	2,467	2,547	2,591
	研				究				1,480	1,337	1,161	1,314	1,301	1,323
	教				育				13,331	12,241	12,915	13,413	14,157	14,929
	技	術	・	人	文	知	識	・	271,999	283,380	274,740	311,961	362,346	418,706
	企	業	内	転	勤				18,193	13,415	8,593	13,011	16,404	18,375
	介				護				592	1,714	3,794	6,284	9,328	12,227
	興				行				2,508	1,865	1,564	2,214	2,505	2,635
	技				能				41,692	40,491	38,240	39,775	42,499	46,712
	特	定	技	能	1	号			1,621	15,663	49,666	130,915	208,425	283,634
	特	定	技	能	2	号			-	0	0	8	37	832
	技	能	実	習	1	号	イ		4,975	1,205	211	3,310	3,531	2,826
	技	能	実	習	1	号	ロ		164,408	74,476	24,005	161,683	167,734	139,475
	技	能	実	習	2	号	イ		4,268	4,490	2,818	878	2,255	4,049
	技	能	実	習	2	号	ロ		210,965	258,173	202,006	83,508	163,274	280,723
	技	能	実	習	3	号	イ		605	707	779	1,206	982	368
	技	能	実	習	3	号	ロ		25,751	39,149	46,304	74,355	66,780	29,154
	文	化	活	動					3,013	1,280	821	2,400	2,581	2,712
	留				学				345,791	280,901	207,830	300,638	340,883	402,134
	研				修				1,177	174	145	497	714	754
	家	族	滞	在					201,423	196,622	192,184	227,857	266,020	305,598
	特	定	活	動					65,187	103,422	124,056	83,380	73,774	95,508
	永				住		者		793,164	807,517	831,157	863,936	891,569	918,116
日	本	人	の	配	偶	者	等	145,254	142,735	142,044	144,993	148,477	150,896	
永	住	者	の	配	偶	者	等	41,517	42,905	44,522	46,999	50,995	53,624	
定				住		者		204,787	201,329	198,966	206,938	216,868	223,411	
特	別	永	住	者				312,501	304,430	296,416	288,980	281,218	274,023	

(※) 2019年4月1日から在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が新設された。

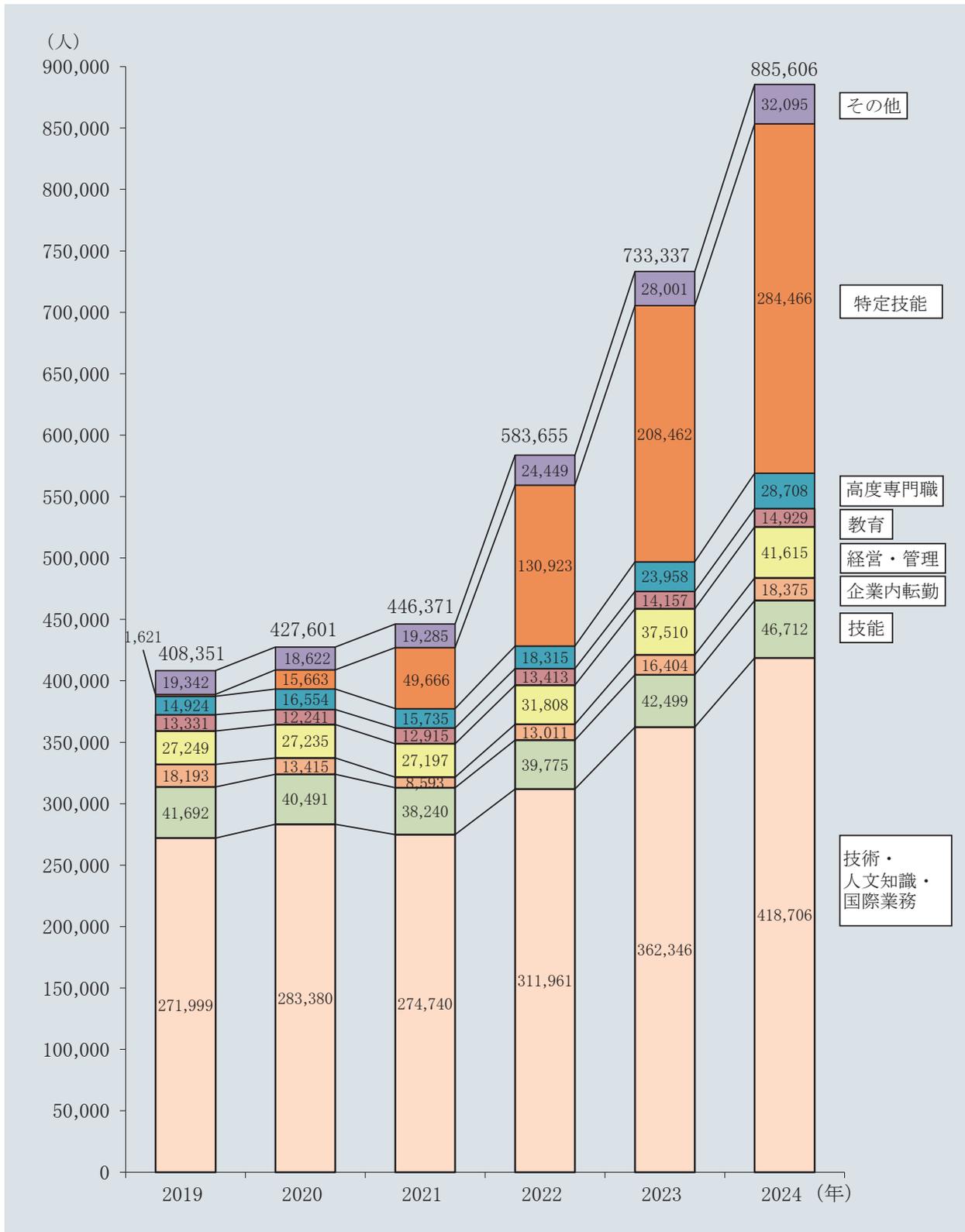
「永住者」については、2019年末から2024年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、2024年末には、2019年末と比べ12万4,952人（15.8%）増加している。

一方、特別永住者数は、年々減少しており、在留外国人数に占める割合も、それに伴い減少傾向にあり、2024年末では7.3%となっている。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人の増加により、在留外国人全体に占める割合が低下傾向にあり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

（2）専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2024年末時点における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第1の1の表及び2の表に掲げる在留資格のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による中長期在留者数は88万5,606人で、増加傾向が続いており、前年末と比べ15万2,269人（20.8%）増加している（[図表24](#)）。

図表24 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移



(※1) 法別表第1の1の表及び2の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。
 (※2) 高度専門職は、「高度専門職1号イ、ロ、ハ及び2号」の合算である。
 (※3) 特定技能は、「特定技能1号及び2号」の合算である。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

ア 「高度専門職」^(注1)

2024年末時点における「高度専門職」の在留資格による中長期在留者数は2万8,708人で、前年末と比べ4,750人(19.8%)増加している。

イ 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」

2024年末時点における一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術・人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は「技術・人文知識・国際業務」が41万8,706人、「企業内転勤」が1万8,375人で、前年末と比べ、それぞれ5万6,360人(15.6%)増加、1,971人(12.0%)増加している。

ウ 「技能」

2024年末時点における外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による中長期在留者数は4万6,712人で、前年末と比べ4,213人(9.9%)増加している。

エ 「特定技能」

2024年末時点における「特定技能1号」の在留資格による中長期在留者数は28万3,634人で、前年末と比べ7万5,209人(36.1%)増加している。

2024年末時点における「特定技能2号」の在留資格による中長期在留者数は832人で、前年末と比べ795人(2,148.6%)増加しており、2019年4月1日に新設されて以降最も増加している。

(3) 「技能実習」^(注2)

2024年末時点における「技能実習1号」の在留資格による中長期在留者数は14万2,301人で、前年末と比べ2万8,964人(16.9%)減少している。

2024年末時点における「技能実習2号」の在留資格による中長期在留者数は28万4,772人で、前年末と比べ11万9,243人(72.0%)増加している。

2024年末時点における「技能実習3号」の在留資格による中長期在留者数は2万9,522人で、前年末と比べ3万8,240人(56.4%)減少している。

(4) 「留学」

2024年末時点における「留学」の在留資格による中長期在留者数は40万2,134人で、前年末と比べ6万1,251人(18.0%)増加している。

(5) 身分又は地位に基づいて在留する外国人

2024年末時点における「日本人の配偶者等」の在留資格による中長期在留者数は15万896人で、前年末と比べ2,419人(1.6%)増加している。

2024年末時点における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は22万3,411人で、前年末と比べ6,543人(3.0%)増加している。

(注1) 高度専門職は、「高度専門職1号イ、ロ、ハ及び2号」を合算した数である。

(注2) 「技能実習1号」は「技能実習1号イ及びロ」を、「技能実習2号」は「技能実習2号イ及びロ」を、また、「技能実習3号」は「技能実習3号イ及びロ」をそれぞれ合算した数である。

第2節 在留審査の状況

2024年における在留審査業務関係の許可総数は206万4,670件で、前年と比べ35万7,287件(20.9%)増加している(図表25)。

図表25 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
総数		1,420,031	1,591,577	1,551,001	1,573,701	1,707,383	2,064,670
在留資格変更		269,153	392,415	367,189	359,755	429,562	423,505
在留期間更新		743,254	873,416	848,305	753,923	839,362	1,131,093
永住		32,150	29,747	36,691	37,992	33,470	36,766
特別永住		63	30	67	81	71	52
在留資格取得		14,469	15,720	15,867	14,245	16,638	19,652
再入国		38,232	28,738	41,660	50,629	53,699	42,287
資格外活動		322,710	251,511	241,222	357,076	334,581	411,315

(※1) 「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

(※2) 「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可件数である。



在留審査窓口風景

1 在留資格の変更許可

2024年における在留資格変更許可件数は42万3,505件で、前年と比べ6,057件(1.4%)減少している。

(1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、「留学」の在留資格により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者も少なくない。

2024年に就職を目的として在留資格変更の許可をした数は3万9,766人である。

在留資格別に見ると、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可をした数が

3万1,393人で最も多く、次いで「特定技能1号」2,517人、「特定活動」2,394人の順となっている（[図表26](#)）。

なお、2023年からは、在留資格「特定技能1号」を統計に加えることとした。あわせて、「特定活動」について、特定技能1号移行準備を活動目的とするものを加えることとした。

図表26 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

(人)

在留資格	年	2020	2021	2022	2023	2024
総数		29,689	28,974	33,415	41,400	39,766
技術・人文知識・国際業務		26,268	24,861	28,853	34,078	31,393
特定技能1号					1,948	2,517
特定活動		873	1,696	2,087	2,334	2,394
教授		785	890	934	981	1,032
高度専門職		218	216	362	833	1,032
経営・管理		477	554	430	548	731
医療		307	177	172	245	208
教育		389	198	131	141	156
研究		103	98	86	110	126
芸術		9	11	14	35	51
興行		11	5	11	22	37
介護		220	240	313	67	31
宗教		11	19	11	25	17
その他		18	9	11	33	41

国籍・地域別に見ると、中国が1万4,511人と全体の36.5%を占め、次いでベトナム8,484人（21.3%）、ネパール3,909人（9.8%）の順となっている（[図表27](#)）。

図表27 国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総数		29,689	28,974	33,415	41,400	39,766
中国		10,933	9,331	10,182	13,952	14,511
ベトナム		6,582	6,885	8,406	10,343	8,484
ネパール		3,552	4,403	5,769	5,996	3,909
韓国		1,376	1,117	1,212	1,558	1,688
インドネシア		540	608	672	1,088	1,331
台湾		927	672	740	1,075	1,258
ミャンマー		672	614	719	713	1,228
スリランカ		1,145	1,477	1,347	855	845
フィリピン		458	411	501	504	688
バンラデシュ		501	542	711	651	685
その他		3,003	2,914	3,156	4,665	5,139

(※) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可

技能実習制度では、「技能実習1号」を修了した者が技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）に習熟するための在留資格として、「技能実習2号」が設けられている。

「技能実習2号」の対象となる技能等については、公的に評価ができ、かつ、技能実習生の送出国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には、2025年3月7日現在で、国家試験である技能検定基礎級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等56職種及び国家試験ではないが厚生労働省人材開発統括官が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等35職種の合計91職種となっている。

2024年における「技能実習2号」への在留資格変更許可数は15万2,338人で、前年と比べ6,953人（4.8%）増加している。

また、「技能実習2号」への在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナムが7万910人と最も多く、全体の46.5%を占めている。以下、インドネシア3万4,600人（22.7%）、ミャンマー1万3,052人（8.6%）、フィリピン1万2,781人（8.4%）、中国7,524人（4.9%）の順となっている（[図表28](#)）。

さらに、「技能実習2号」を修了した者が技能等に熟達するための在留資格として、「技能実習3号」が設けられており、優良な監理団体・実習実施者に限り受入れが可能となっている（対象となる技能等は2025年3月7日現在で、合計82職種）。

2024年における「技能実習3号」への在留資格変更許可数は3,580人で、前年と比べ8,719人（70.9%）減少している。

「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナムが2,523人と最も多く、全体の70.5%を占めている。以下、中国468人（13.1%）、フィリピン174人（4.9%）、インドネシア164人（4.6%）、ミャンマー93人（2.6%）の順となっている（[図表29](#)）。

2024年度に認定を受けた技能実習計画を職種別に見た場合、技能実習2号はそう菜製造業、とび、耕種農業が、技能実習3号は婦人子供服製造、そう菜製造業、プラスチック成形が多い（[図表30、31](#)）。

図表28 国籍・地域別「技能実習2号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	132,841	150,233	67,001	23,621	145,385	152,338
ベ	ト	71,275	83,468	37,944	17,497	74,251	70,910
ナ	ム						
イ	ン	11,455	13,542	6,920	756	26,818	34,600
ド	ネ						
シ	ア						
ミ	ャ	3,715	5,824	3,185	945	9,575	13,052
ン	マ						
フ	ィ	10,986	12,192	4,509	429	12,705	12,781
ィ	リ						
ピ	ン						
中	国	27,440	26,137	8,495	3,303	8,530	7,524
そ	の	7,970	9,070	5,948	691	13,506	13,471
他							

(※) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

図表29 国籍・地域別「技能実習3号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	4,688	14,423	26,888	38,310	12,299	3,580
ベトナム		2,573	7,721	15,203	22,292	6,647	2,523
中国		631	1,928	2,493	3,780	1,187	468
フィリピン		669	2,151	3,690	4,750	1,390	174
インドネシア		254	1,029	2,602	3,822	1,281	164
ミャンマー		122	607	991	877	401	93
その他		439	987	1,909	2,789	1,363	158

(※) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

図表30 職種別「第2号技能実習」に係る技能実習計画認定件数

(件)

職	種	2022年度	2023年度	2024年度
総	数	60,420	155,554	151,562
そう菜製造業		7,157	16,022	15,253
と	び	2,649	9,684	11,148
耕種農	業	5,281	10,307	8,601
溶	接	2,987	8,008	7,943
建設機械施工		1,612	6,354	6,826
介	護	3,268	6,816	6,630
プラスチック成形		2,993	7,063	6,232
非加熱性水産加工食品製造業		2,458	6,194	5,743
工業包装		2,158	5,509	5,589
婦人子供服製造		1,563	5,070	5,032
その他		28,294	74,527	72,565

図表31 職種別「第3号技能実習」に係る技能実習計画認定件数

(件)

職	種	2022年度	2023年度	2024年度
総	数	42,819	15,623	11,918
婦人子供服製造		4,591	2,440	1,640
そう菜製造業		2,331	770	874
プラスチック成形		2,670	1,041	791
と	び	3,569	1,288	671
耕種農	業	1,878	725	610
工業包装		1,669	618	551
塗	装	1,962	679	482
建設機械施工		1,323	573	411
溶	接	2,676	697	405
鉄筋施工		1,367	501	349
その他		18,783	6,291	5,134

(3) 「特定技能1号」及び「特定技能2号」への在留資格変更許可

2024年における「特定技能1号」への在留資格変更許可数は8万48人で、前年と比べ3,478人（4.2%）減少した。

また、「特定技能1号」への在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナムが4万7,866人と最も多く、全体の59.8%を占めている。以下、インドネシア1万1,501人（14.4%）、フィリピン5,817人（7.3%）、中国4,881人（6.1%）、ミャンマー3,604人（4.5%）の順となっている（[図表32](#)）。

2024年における「特定技能2号」への在留資格変更許可数は803人で、前年と比べ774人（2,669.0%）増加している。

また、「特定技能2号」への在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナムが543人と最も多く、全体の67.6%を占めている。以下、中国104人（13.0%）、フィリピン52人（6.5%）、インドネシア40人（5.0%）の順となっている（[図表33](#)）。

図表32 国籍・地域別「特定技能1号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	1,062	10,863	39,004	81,991	83,526	80,048
ベトナム		600	6,986	25,199	56,313	53,939	47,866
インドネシア		77	700	2,838	6,178	9,358	11,501
フィリピン		110	942	3,961	6,255	6,137	5,817
中国		95	1,039	2,823	4,920	4,622	4,881
ミャンマー		63	404	1,823	3,705	3,473	3,604
その他		117	792	2,360	4,620	5,997	6,379

(※) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

図表33 国籍・地域別「特定技能2号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2022	2023	2024
総	数	8	29	803
ベトナム		2	18	543
中国		6	6	104
フィリピン		0	3	52
インドネシア		0	2	40
ミャンマー		0	0	11
その他		0	0	53

(※) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

2 在留期間の更新許可

2024年における在留期間更新許可件数は113万1,093件で、前年と比べ29万1,731件（34.8%）増加している。

3 永住許可

2024年における永住許可件数は3万6,766件で、前年と比べ3,296件（9.8%）増加している（図表34）。

図表34 国籍・地域別永住許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
総数		32,150	29,747	36,691	37,992	33,470	36,766
中国		15,542	14,874	18,302	18,943	16,064	16,072
ベトナム		2,318	1,635	1,995	2,344	2,458	3,845
ブラジル		2,998	2,112	2,551	2,824	2,873	3,379
フィリピン		1,405	2,580	2,888	2,760	2,648	3,134
韓国		2,521	1,966	2,210	2,354	1,802	1,781
その他		7,366	6,580	8,745	8,767	7,625	8,555

(※1) 「中国」は、中国（香港）、中国（その他）を含み、台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カードの交付を受けた者を除いた数である。

(※2) 本表には特別永住許可件数は含まない。

(※3) 2022年版に掲載している図表「国籍・地域別永住許可件数の推移」について、誤記がありましたので以下のとおり訂正します。

(正) 2021年 中国：18,302 (誤) 2021年 中国：19,426
2021年 その他：8,745 2021年 その他：7,621

(※4) 2024年版に掲載している図表「国籍・地域別永住許可件数の推移」について、誤記がありましたので以下のとおり訂正します。

(正) 2023年 中国：16,064 (誤) 2023年 中国：15,891
2023年 その他：7,625 2023年 その他：7,798

4 在留資格の取得許可

2024年における在留資格取得許可件数は1万9,652件で、前年と比べ3,014件（18.1%）増加している。

5 再入国許可

2024年における再入国許可件数は4万2,287件で、前年と比べ1万1,412件（21.3%）減少している。

6 資格外活動の許可

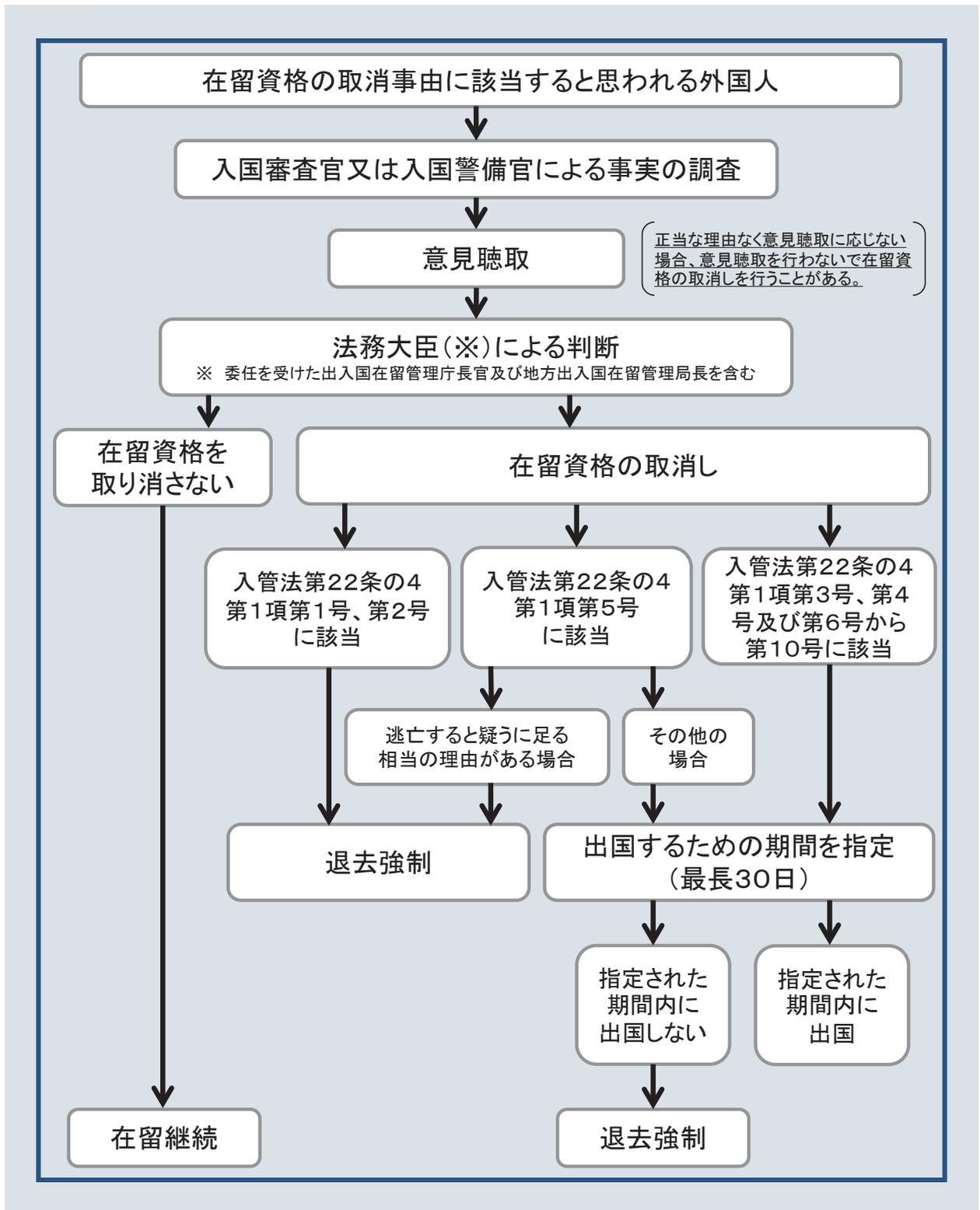
2024年における資格外活動許可件数は41万1,315件で、前年と比べ7万6,734件（22.9%）増加している。

第3節 在留資格取消手続の実施状況

1 制度の概要

在留資格取消制度は、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、在留資格を取り消す制度である。在留資格を取り消す場合は、意見聴取の手続（入管法第22条の4第2項）等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかなきには、現に有する在留資格を取り消すことができる（[図表35](#)）。

図表35 在留資格取消手続の流れ



在留資格取消制度に関する紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/torikeshi_00002.html)

2 手続の状況

2024年の在留資格取消件数は1,184件であり、2023年の1,240件と比べると4.5%の減少となった。

在留資格別にみると、「技能実習」が710件（60.0%）と最も多く、次いで、「留学」が312件（26.4%）、「技術・人文知識・国際業務」が69件（5.8%）となっている（[図表36](#)）。

国籍・地域別にみると、ベトナムが784件（66.2%）と最も多く、次いで、中国^(※)が109件（9.2%）、ネパールが60件（5.1%）となっている（[図表37](#)）。

取消事由別にみると、第6号が761件（64.3%）と最も多く、次いで、第5号が303件（25.6%）、第2号が72件（6.1%）となっている（[図表38](#)）。

図表36 在留資格別の在留資格取消件数の推移

(件)

在留資格	年	2020	2021	2022	2023	2024
技術・人文知識・国際業務		29	11	23	32	69
技能実習1号口		117	54	8	622	188
技能実習2号口		427	517	847	272	491
技能実習3号口		17	10	44	89	31
留学		524	157	163	183	312
日本人の配偶者等		28	18	14	16	21
その他		68	33	26	26	72
総数		1,210	800	1,125	1,240	1,184

図表37 国籍・地域別の在留資格取消しを行った在留資格（2024年）

(件)

在留資格 国籍・地域	技術・ 人文知識・ 国際業務	技能実習 1号口	技能実習 2号口	技能実習 3号口	留学	日本人の 配偶者等	その他	総数
ベトナム	17	129	387	22	212	－	17	784
中国	12	29	28	6	12	8	14	109
ネパール	13	2	2	－	23	－	20	60
インドネシア	1	13	29	－	4	－	2	49
カンボジア	－	4	28	1	－	－	－	33
スリランカ	12	3	1	1	10	3	3	33
ウズベキスタン	2	2	3	－	25	－	－	32
その他	12	6	13	1	26	10	16	84
総数	69	188	491	31	312	21	72	1,184

(※) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

図表38 取消事由別在留資格取消しを行った在留資格（2024年）

(件)

在留資格 取消事由	技術・ 人文知識・ 国際業務	技能実習 1号口	技能実習 2号口	技能実習 3号口	留学	日本人の 配偶者等	その他	総数
第1号	－	－	－	－	－	－	6	6
第2号	41	－	－	－	1	16	14	72
旧第3号 ^(※)	－	－	－	－	－	－	4	4
第3号	16	－	－	－	－	3	15	34
第5号	7	46	70	7	163	－	10	303
第6号	5	142	421	24	148	－	21	761
第7号	－	－	－	－	－	2	2	4
総数	69	188	491	31	312	21	72	1,184

(※) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）により旧第2号及び旧第3号が現行の第2号に統合されたが、平成29年1月1日より前に受けた上陸許可等については、旧第3号の適用がある。

第4節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数

1 在留カード

2024年における在留カードの交付件数は221万2,278件であった。これを項目別に見ると、上陸・在留資格関係許可によるものが210万4,796件であり、全体の95.1%を占めており、以下、再交付申請によるものが5万8,305件（2.6%）、有効期間更新によるものが4万5,192件（2.0%）、住居地以外の記載事項変更届出によるものが3,985件（0.2%）の順となっている。

また、地方出入国在留管理局管内別に見ると、東京局が110万8,035件であり、全体の50.1%を占めており、以下、名古屋局37万3,773件（16.9%）、大阪局34万6,626件（15.7%）、福岡局18万5,069件（8.4%）の順となっている（図表39）。

図表39 在留カード交付件数（2024年）

(件)

地方出入国 在留管理局管内	総数	上陸・在留資格 関係許可	住居地以外の 記載事項変更 届	有効期間更新	再交付申請	その他
総数	2,212,278	2,104,796	3,985	45,192	58,305	0
札幌	45,547	44,395	17	396	739	0
仙台	43,035	41,464	73	698	800	0
東京	1,108,035	1,050,336	1,968	23,816	31,915	0
名古屋	373,773	353,756	1,172	10,642	8,203	0
大阪	346,626	329,217	354	5,891	11,164	0
広島	79,114	75,935	169	1,444	1,566	0
高松	31,079	30,082	42	445	510	0
福岡	185,069	179,611	190	1,860	3,408	0

2 特別永住者証明書

2024年における特別永住者証明書の交付件数は3万6,893件であった。これを項目別に見ると、有効期間更新によるものが3万3,144件で、全体の89.8%を占めており、以下、再交付申請によるものが2,764件（7.5%）、住居地以外の記載事項変更届出によるものが525件（1.4%）、特別永住許可（第4条）によるものが366件（1.0%）の順となっている（[図表40](#)）。

図表40 特別永住者証明書交付件数（2024年）

（件）

総数	特別永住許可 （第4条）	特別永住許可 （第5条）	住居地以外 の記載事項 変更届出	有効期間 更新	再交付 申請	その他
36,893	366	52	525	33,144	2,764	42

第4章 技能実習制度及び特定技能制度の実施状況

第1節 技能実習制度の実施状況

1 概要

技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識（以下本章において「技能等」という。）の開発途上国等への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度である。

1993年に創設された技能実習制度は、研修により一定水準以上の技能等を修得した外国人について、研修修了後、研修を受けた機関と同じ機関において、新たに雇用契約を結び、研修で修得した技能等をより実践的に修得できるようにしたものである。

研修生や技能実習生の受入機関の一部には、制度の本来の目的を十分に理解せず、研修生等を実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が指摘されたことを受けて、2009年7月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」において、新たな在留資格「技能実習」が創設され、入国1年目から雇用関係の下、労働関係法令等が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。

しかしながら、依然として制度の趣旨を理解することなく、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策と誤解して使う者が後を絶たず、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘がされる一方で、対象職種の拡大、実習期間の延長等の技能実習制度の拡充に関する要望も寄せられる状況にあった。

そのため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）が2016年11月18日に成立し、同月28日に公布され、2017年11月1日に施行されている。

技能実習法に基づく新たな取組は以下のとおり。

- 技能実習計画の認定制
- 監理団体の許可制
- 外国人技能実習機構の設立
- 外国人技能実習機構に母国語相談窓口を設置
- 優良な監理団体等への実習期間の延長（技能実習3号）
- 事業協議会・地域協議会の設置・開催
- 二国間取決めの締結

技能実習制度紹介動画

(<https://youtu.be/XuvcuUfcQIY>)

2 監理団体の許可申請及び処理

(1) 監理団体の許可申請

2017年11月1日から、団体監理型で技能実習生を受け入れるためには、監理団体となる法人は、主務大臣(法務大臣・厚生労働大臣)による監理団体の許可を受けることが必要となった。2024年度の監理団体の新規許可申請件数は122件となっている(図表41)。

(2) 監理団体の許可件数

2024年度の監理団体の新規許可件数は105件であり、2024年3月31日現在の監理団体数は、3,718団体で、うち一般監理事業に係る許可を受けているものが2,035団体、特定監理事業に係る許可を受けているものが1,683団体である。

図表41 監理団体の新規許可申請及び許可件数の推移

(件)

		年度	2022年度	2023年度	2024年度
申	請	件数	205	162	122
許	可	件数	223	168	105

(※) 申請に対する処理が年度をまたぐことがあるため、各年度の許可件数は各年度の申請数の内数にはならない。

3 技能実習計画の認定申請及び処理

(1) 技能実習計画の認定申請

2017年11月1日から、実習実施者が技能実習生を受け入れるためには、当該実習実施者が技能実習生ごとに作成する技能実習計画について外国人技能実習機構による認定を受けることが必要となった。2024年度の技能実習計画の認定申請件数は32万6,387件となっており、そのうち、企業単独型技能実習計画に係る申請は5,964件、団体監理型技能実習計画に係る申請は32万423件となっている(図表42)。

(2) 技能実習計画の認定件数

2024年度の技能実習計画の認定件数は31万8,572件となっており、企業単独型技能実習計画に係る認定件数は5,933件、団体監理型技能実習計画に係る認定件数は31万2,639件となっている(図表42)。

図表42 技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移

(件)

		年度	2022年度	2023年度	2024年度
申	企	業	5,381	6,449	5,964
	単	独			
	型				
請	団	体	289,834	323,305	320,423
	監	理			
	型				
合		計	295,215	329,754	326,387
認	企	業	4,483	6,821	5,933
	単	独			
	型				
定	団	体	241,777	343,205	312,639
	監	理			
	型				
合		計	246,260	350,026	318,572

(※) 申請に対する処理が年度をまたぐことがあるため、各年度の許可件数は各年度の申請数の内数にはならない。

4 不適正な事案等への対処

技能実習制度においては、外国人技能実習機構が実地検査を実施し、監理団体・実習実施者に許可・認定基準違反、法令違反等があった場合には、その重大性や態様に応じて監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し、事業停止命令（監理団体のみ）や改善命令を行うこととし、当該事業所名等を公表することとしている。

許可・認定の取消しを受けた監理団体や実習実施者は技能実習を継続することができなくなるほか、その後5年間、新規の技能実習生の受入れが認められなくなる。2024度中には、外国人技能実習機構において、実習実施者については2万1,241件、監理団体については4,457件実地検査を実施した（[図表43](#)）ほか、主務大臣等において、55者について技能実習計画の認定を取り消し、6団体の監理団体の許可を取り消している（[図表44](#)）。

また、技能実習生の失踪者は、2024年は6,510人と、2023年の9,753人から減少している（[図表45](#)）。

図表43 実地検査の件数の推移

(件)

年度	2022	2023	2024
実習実施者数	22,025	21,616	21,241
監理団体数	4,634	4,537	4,457

図表44 行政処分等の件数の推移

(件)

年度		2022	2023	2024
実習実施者数	技能実習計画の認定取消し	114	120	55
	改善命令	0	0	0
監理団体数	監理団体許可の取消し	12	5	6
	改善命令	15	5	0

図表45 国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移

(人)

	2020	2021	2022	2023	2024
総数	5,885	7,167	9,006	9,753	6,510
ベトナム	3,741	4,772	6,016	5,481	3,865
ミャンマー	250	447	607	1,765	1,263
インドネシア	240	208	367	662	520
中国	964	896	922	816	335
カンボジア	494	667	829	694	275
その他	196	177	265	335	252

(※) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

5 技能実習生の保護

外国人技能実習機構においては、技能実習生のための通報・相談窓口（電話、電子メール及び書信）の整備を行い、技能実習生からの各種相談対応を行っており、2021年4月21日に暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための窓口（技能実習SOS・緊急相談専用窓口）を開設したほか、2023年4月12日からは、電話番号を持っていない者でも相談ができるよう、オンライン通話による相談対応を開始し、技能実習生の保護に努めている。

また、実習実施者の事業上の問題や人権侵害行為等の諸事情により、技能実習の継続が困難になった際に、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更が可能であるところ、外国人技能実習機構においては、技能実習生からの相談対応や、監理団体向け実習先変更支援サイトの設立等による転籍先の紹介を実施しているほか、監理団体等が確保する宿泊施設に滞在することが困難となった技能実習生に対する一時宿泊施設の提供等、各種支援を実施している。

これらの取組について、外国人技能実習機構では、2024年度中に、1万4,009件の母国語相談、70件の申告を受け付けており、また、45件の実習先変更支援、176件（2018年4月から2025年3月末累計）の宿泊支援を実施している。

新たに日本に入国する技能実習生に対しては、上記相談・支援の窓口や日本で生活する上で役立つ情報等をまとめた技能実習生手帳を上陸許可時に入国審査官から配布しており、2021年7月から、この技能実習生手帳をスマートフォン向けにアプリ化して公開している（いずれもベトナム語、中国語など9か国語に対応）。

第2節 特定技能制度の実施状況

1 概要

2018年12月8日、第197回国会において成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設され、2019年4月1日から運用が開始された。

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられた制度である。

2 特定技能外国人の受入れ状況

2025年6月末現在（速報値）では、特定技能外国人数は33万6,196人（うち特定技能1号は33万3,123人、特定技能2号は3,073人）であり、上位5位までの分野を見ると、飲食料品製造業8万4,892人、介護5万4,916人、工業製品製造業5万1,473人、建設4万4,160人、外食業3万6,281人の順となっている。

また、制度開始から2025年6月末までの間における特定技能に係る在留資格認定証明書交付件数が19万1,628件、在留資格変更許可件数が35万4,233件、登録支援機関類型別登録件数が1万352件となっている。

特定技能外国人数について、2024年12月末時点（28万4,466人）と2025年6月末現在（33万6,196人）を比較すると18.2%増加しており、今後も着実に増加していくものと考えられる。

3 登録支援機関の登録状況

登録支援機関は、出入国在留管理庁長官の登録を受け、1号特定技能外国人の受入れ機関からの委託を受けて1号特定技能外国人の支援を行う機関である。登録支援機関は2025年6月末現在で1万305機関が登録されており、機関の類型別に見ると会社（株式会社、合同会社等）56.1%、中小企業事業協同組合25.8%、行政書士（個人）6.5%、一般社団法人2.0%、行政書士法人1.0%、その他8.5%の順となっている。

4 特定技能試験等の実施状況

出入国在留管理庁は、分野所管省庁と連携し、国内外において試験実施を促進しており、2025年6月現在、16分野（介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業及び木材産業）の試験が国内及び海外15か国（フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、スリランカ、インド、ウズベキスタン、バングラデシュ、パキスタン、マレーシア及びラオス）で実施されている。

また、技能試験の合格者数についても順調に増加し、2025年6月末現在で51万16人（速報値）に上っている。

今後も国内外における試験の実施地や実施回数拡大、送出手続の整備に向けた働きかけの実施、各分野の実情を踏まえたマッチング支援を推進するなどして、特定技能外国人の円滑な受入れを促進していくこととしている。

第5章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節 不法残留者の状況



違反調査風景

出入国在留管理庁の電算統計に基づく推計では、2025年1月1日現在の不法残留者（許可された在留期限を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は7万4,863人であり、前年1月1日時点の7万9,113人と比べ4,250人（5.4%）減少した。

1 国籍・地域別

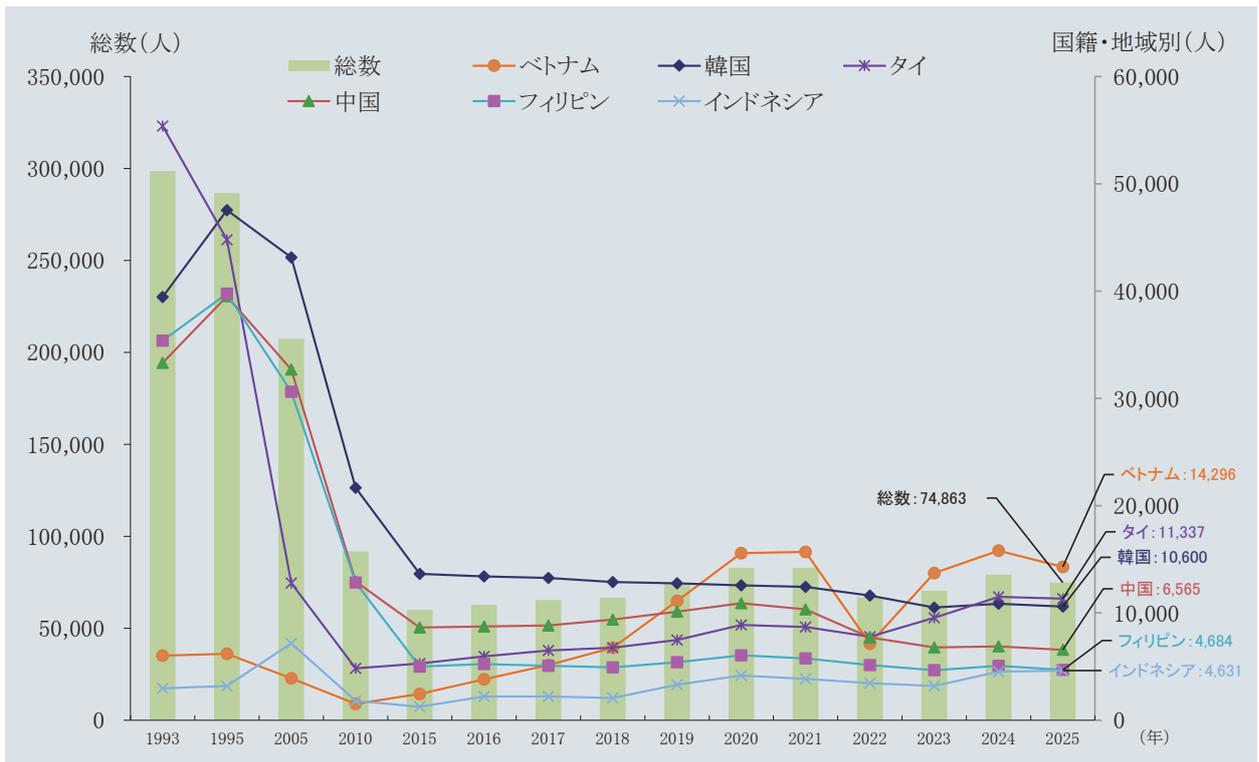
2025年1月1日現在の不法残留者数を、国籍・地域別に見ると、ベトナムが1万4,296人と最も多く、不法残留者数全体の19.1%を占めている。以下、タイ1万1,337人（15.1%）、韓国1万600人（14.2%）、中国6,565人（8.8%）、フィリピン4,684人（6.3%）と続いている。また、上位3か国・地域の傾向を見ると、2013年以降増加傾向にあったベトナムは2022年1月1日時点で、7,148人（対前年増減率54.4%減）と大幅に減少していたが、同年以降、大幅な増加に転じている。2025年1月1日現在は、前年同日と比べ、1,510人減少したものの、依然として高い水準にある。タイは、2013年の査証発給の緩和措置等により増加傾向となり、2020年1月1日時点以降減少傾向となるも2023年1月1日時点では再び増加し、2025年1月1日現在では前年同日に引き続き、1万1千人を超えている。韓国は1995年以降一貫して減少傾向にあり、2025年1月1日現在で、1万600人（同2.5%減）となった。（[図表46、47](#)）

図表46 国籍・地域別不法残留者数の推移

(人)

国籍・地域	年月日	2021年 1月1日時点	2022年 1月1日時点	2023年 1月1日時点	2024年 1月1日時点	2025年 1月1日現在
総数		82,868	66,759	70,491	79,113	74,863
ベトナム		15,689	7,148	13,708	15,806	14,296
タイ		8,691	7,783	9,549	11,494	11,337
韓国		12,433	11,631	10,508	10,869	10,600
中国		10,335	7,716	6,782	6,881	6,565
フィリピン		5,761	5,148	4,662	5,069	4,684
インドネシア		3,869	3,450	3,185	4,537	4,631
台湾		3,724	3,319	2,873	3,191	2,983
スリランカ		1,287	1,316	1,595	2,001	2,043
カンボジア		266	491	1,185	1,731	1,380
トルコ		665	928	1,082	1,289	1,372
その他		20,148	17,829	15,362	16,245	14,972

図表47 主な国籍・地域別不法残留者数の推移



(※) 1993年及び1995年は5月1日時点、それ以外は毎年1月1日時点の不法残留者数を表したものである。

2 在留資格別

2025年1月1日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、上位の在留資格に変化はなく前年1月1日時点に引き続き「短期滞在」が4万5,734人と最も多く、全体の61.1%を占めており、以下、「特定活動」7,569人（10.1%）、「技能実習1号口」6,353人（8.5%）、「技能実習2号口」4,690人（6.3%）、「留学」2,245人（3.0%）、「日本人の配偶者等」1,750人（2.3%）の順となっている。前年に比べ特に減少しているのは、「短期滞在」で4,067人（対前年増減率8.2%減）減少となっている（[図表48](#)）。

図表48 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

在留資格	年月日	2021年 1月1日	2022年 1月1日	2023年 1月1日	2024年 1月1日	2025年 1月1日
総数		82,868	66,759	70,491	79,113	74,863
短期滞在		50,092	43,266	46,590	49,801	45,734
特定活動		5,904	5,305	6,215	8,189	7,569
技能実習1号口		5,722	3,230	3,072	6,055	6,353
技能実習2号口		7,229	4,346	4,658	4,695	4,690
留学		5,041	2,436	2,465	2,288	2,245
日本人の配偶者等		2,608	2,300	1,937	1,880	1,750
その他		6,272	5,876	5,554	6,205	6,522

(※) 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」（2010年7月1日施行前の入管法上の在留資格）だった者の数も含まれる。

第2節 退去強制手続又は出国命令手続を執った入管法違反事件

1 概要

2024年中に退去強制手続又は出国命令手続（以下「退去強制手続等」という。）を執った入管法違反者は1万8,908人で、2023年と比べ710人（3.9%）増加した。このうち、出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は1万131人であった。退去強制事由別に見ると、不法残留1万7,746人（93.9%）、刑罰法令違反384人（2.0%）、不法入国188人（1.0%）の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている（[図表49](#)）。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが6,996人（37.0%）と最も多く、次いで、タイ3,400人（18.0%）、中国1,929人（10.2%）の順となっており、これら上位3か国で全体の65.2%を占めている（[図表50](#)）。

図表49 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去強制事由	年	2020	2021	2022	2023	2024
総数		15,875	18,012	10,300	18,198	18,908
不法入国		225	182	176	168	188
不法上陸		56	50	69	172	146
資格外活動		96	37	44	175	90
不法残留		14,465	16,638	9,137	16,949	17,746
刑罰法令違反		504	574	527	422	384
その他		529	531	347	312	354
不法就労者		10,993	13,255	6,355	12,384	14,453

図表50 国籍・地域別入管法違反事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総数		15,875	18,012	10,300	18,198	18,908
ベトナム		6,286	9,668	3,568	6,953	6,996
タイ		1,410	1,064	868	3,171	3,400
中国		3,127	2,915	1,967	2,059	1,929
インドネシア		1,059	728	585	920	1,609
フィリピン		1,225	804	785	914	925
カンボジア		94	111	297	1,033	902
スリランカ		170	274	277	483	516
トルコ		237	408	270	391	471
ネパール		490	499	289	384	346
ウズベキスタン		151	138	88	234	306
その他		1,626	1,403	1,306	1,656	1,508

(※) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

2 退去強制事由別

(1) 不法入国

2024年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法入国者^(注)は188人(1.0%)であり、2023年と比べ20人(11.9%)増加した。過去の推移を見ると、2003年以降、増加傾向にあったものの、2006年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も低水準で推移していることから、各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると、フィリピンが43人(22.9%)で最も多く、次いで、イラン35人(18.6%)、中国21人(11.2%)の順となっている(図表51)。不法入国した際の利用交通手段別に見ると、航空機が168人であり、2023年と比べ24人(16.7%)増加し、依然として航空機による不法入国が89.4%と多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は19人(10.1%)であり、2023年と比べ5人(20.8%)減少した(図表52、53)。

図表51 国籍・地域別不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	225	182	176	168	188
フ	イ	82	57	53	46	43
イ	ラ	8	3	9	20	35
中	国	43	46	30	25	21
ス	リ	6	6	7	2	15
韓	国	19	24	14	15	13
タ	イ	13	4	10	10	10
イ	ン	8	1	2	4	7
ロ	シ	2	7	4	3	5
ベ	ト	3	2	2	1	5
ペ	ル	2	10	10	9	5
そ	の	39	22	35	33	29

(※) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表52 国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	198	141	143	144	168
フ	イ	80	56	47	41	42
イ	ラ	7	3	8	20	35
中	国	30	22	12	16	13
タ	イ	12	4	9	10	8
ペ	ル	2	10	10	9	5
そ	の	67	46	57	48	65

(※) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注) 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人(有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。)(同項第1号)及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人(同項第2号)は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。

図表53 国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	27	41	33	24	19
中	国	13	24	18	9	8
韓	国	7	14	4	9	5
タ	イ	1	0	1	0	2
ス	リ	0	0	0	0	2
フ	イ	2	1	6	5	1
そ	の	4	2	4	2	1

(※) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 不法上陸

2024年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸した不法上陸者は146人（0.8%）であり、2023年と比べ26人（15.1%）減少した（図表54）。

図表54 国籍・地域別不法上陸事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	56	50	69	172	146
ト	ル	11	1	16	92	45
ス	リ	0	0	1	6	18
中	国	3	5	1	9	11
ロ	シ	12	19	19	10	7
ガ	ー	0	0	0	2	7
そ	の	30	25	32	53	58

(※) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 不法残留

2024年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法残留者は1万7,746人（93.9%）と2023年と比べ797人（4.7%）増加しており、依然として圧倒的に高い割合を占めている。国籍・地域別に見ると、ベトナムが6,723人（37.9%）と最も多く、次いで、タイ3,360人（18.9%）、中国1,760人（9.9%）、インドネシア1,576人（8.9%）、カンボジア885人（5.0%）の順となっている（図表55）。

図表55 国籍・地域別不法残留事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	14,465	16,638	9,137	16,949	17,746
ベトナム		5,956	9,232	3,236	6,647	6,723
タイ		1,375	1,033	836	3,136	3,360
中国		2,857	2,690	1,773	1,885	1,760
インドネシア		1,046	717	573	900	1,576
カンボジア		62	92	284	993	885
フィリピン		1,018	646	650	788	820
スリランカ		145	248	244	444	454
トルコ		222	402	247	287	421
ネパール		444	465	278	351	316
ウズベキスタン		140	128	83	227	296
その他		1,200	985	933	1,291	1,135

(※) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格で認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。2024年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、資格外活動で退去強制手続を執った者は90人（0.5%）であり、2023年と比べ85人（48.6%）減少した。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが48人（53.3%）と最も多く、次いで、カンボジア10人（11.1%）、インドネシア9人（10.0%）となっており、これら上位3か国で全体の74.4%を占めている（図表56）。

図表56 国籍・地域別資格外活動事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	96	37	44	175	90
ベトナム		45	17	27	79	48
カンボジア		9	3	0	27	10
インドネシア		0	0	1	8	9
タイ		0	0	0	4	7
中国		2	3	8	7	7
その他		40	14	8	50	9

(※) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

3 不法就労事件

(1) 概況

2024年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は1万4,453人（76.4%）であり、我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労している状況にある。

このような状況は、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど、公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で、不法就労者が賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなどの人権上の問題も発生しており、出入国在留管理庁では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

(2) 国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心として46か国・地域に及んでおり、依然として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが6,200人（42.9%）で最も多く、次いで、タイ3,171人（21.9%）、インドネシア1,463人（10.1%）、中国1,296人（9.0%）、カンボジア751人（5.2%）の順となっており、これら上位5か国で全体の89.1%を占めている（[図表57](#)）。

図表57 国籍・地域別不法就労事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	10,993	13,255	6,355	12,384	14,453
	男	7,923	9,634	4,664	8,928	10,324
	女	3,070	3,621	1,691	3,456	4,129
ベトナム		4,943	7,845	2,522	5,530	6,200
	男	3,801	5,893	2,101	4,608	5,091
	女	1,142	1,952	421	922	1,109
タイ		1,254	975	751	2,691	3,171
	男	631	513	392	1,332	1,435
	女	623	462	359	1,359	1,736
インドネシア		933	678	535	829	1,463
	男	780	555	451	687	1,221
	女	153	123	84	142	242
中国		2,361	2,425	1,360	1,315	1,296
	男	1,693	1,745	909	844	868
	女	668	680	451	471	428
カンボジア		51	66	142	671	751
	男	35	52	113	486	547
	女	16	14	29	185	204
フィリピン		649	480	442	495	586
	男	331	264	232	272	333
	女	318	216	210	223	253
スリランカ		71	98	93	176	251
	男	65	96	92	171	239
	女	6	2	1	5	12
ネパール		162	176	103	228	238
	男	126	138	78	172	182
	女	36	38	25	56	56
ウズベキスタン		90	68	48	60	90
	男	89	68	47	60	85
	女	1	0	1	0	5
モンゴル		65	90	65	59	77
	男	53	63	41	43	54
	女	12	27	24	16	23
その他		414	354	294	330	330
	男	319	247	208	253	269
	女	95	107	86	77	61

(※) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 性別

不法就労者の性別構成は、男性が1万324人（71.4%）、女性が4,129人（28.6%）である。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、農業従事者が5,497人（38.0%）と最も多く、次いで、建設作業員4,153人（28.7%）、工員1,456人（10.1%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は建設作業員が4,110人（39.8%）と最も多く、次いで、農業従事者3,093人（30.0%）、その他の労務作業員1,031人（10.0%）の順となり、女性は農業従事者が2,404人（58.2%）と最も多く、次いで、工員543人（13.2%）、その他の労務作業員253人（6.1%）の順となっている（[図表58](#)）。

図表58 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	10,993	13,255	6,355	12,384	14,453
	男	7,923	9,634	4,664	8,928	10,324
	女	3,070	3,621	1,691	3,456	4,129
農 業 従 事 者		2,463	3,154	1,826	4,066	5,497
	男	1,575	1,900	1,164	2,290	3,093
	女	888	1,254	662	1,776	2,404
建 設 作 業 者		2,272	3,294	1,764	3,160	4,153
	男	2,241	3,265	1,749	3,126	4,110
	女	31	29	15	34	43
工 員		2,033	2,531	796	1,717	1,456
	男	1,378	1,672	543	1,118	913
	女	655	859	253	599	543
そ の 他 の 労 務 作 業 者		1,156	1,287	484	1,555	1,284
	男	862	1,003	391	1,346	1,031
	女	294	284	93	209	253
飲 食 関 連 以 外 の サ ー ビ ス 業 従 事 者		493	697	329	414	402
	男	226	358	132	175	153
	女	267	339	197	239	249
運 搬 労 務 作 業 者		305	223	91	167	181
	男	288	211	87	158	170
	女	17	12	4	9	11
そ の 他		2,271	2,069	1,065	1,305	1,480
	男	1,353	1,225	598	715	854
	女	918	844	467	590	626

(5) 稼働場所（都道府県）別

不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると、茨城県が3,452人（23.9%）と最も多く、次いで、千葉県2,257人（15.6%）、群馬県1,799人（12.4%）、埼玉県1,438人（9.9%）、愛知県1,184人（8.2%）の順となっている（[図表59](#)）。

また、地区別に見ると、関東地区1都6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃

木)で1万1,080人(76.7%)と大半を占めているほか、中部地区9県(新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知)も1,775人(12.3%)と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者全体の88.9%(1万2,855人)と高い割合を占めている。

図表59 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

都道府県	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	10,993	13,255	6,355	12,384	14,453
茨城	県	1,512	1,973	1,283	2,748	3,452
千葉	県	1,488	2,064	890	1,915	2,257
群馬	県	851	1,439	536	1,333	1,799
埼玉	県	1,290	1,632	558	1,172	1,438
愛知	県	1,452	1,265	701	1,050	1,184
東京	都	1,428	1,287	529	831	917
栃木	県	287	477	238	509	645
神奈川	県	534	566	269	475	572
大阪	府	459	587	283	530	542
兵庫	県	230	258	143	236	223
その他		1,462	1,707	925	1,585	1,424

4 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審判手続が行われる。同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の3段階の仕組みとなっている。



違反審判風景

2024年における違反審査の受理件数は1万9,452件であり、2023年と比べ668件（3.6%）増加している（[図表60](#)）。

図表60 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

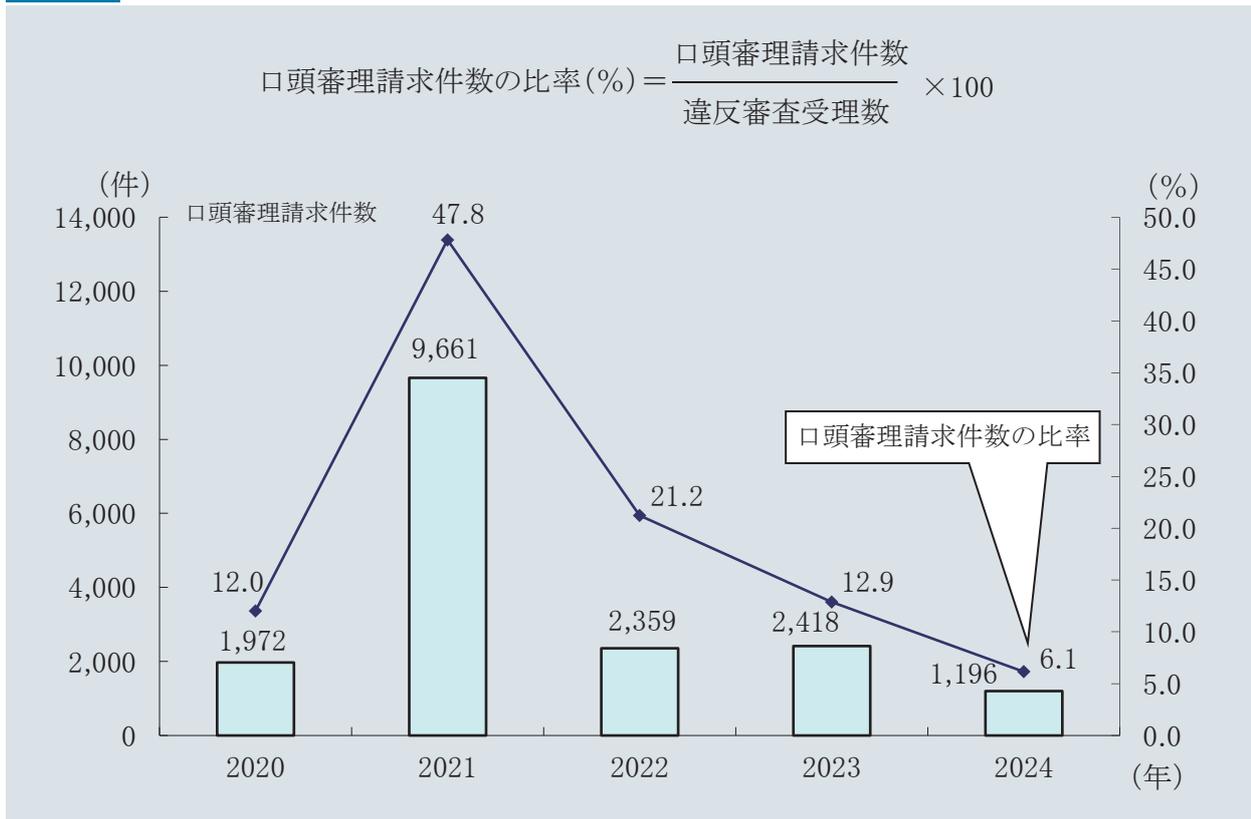
(件)

区分		年	2020	2021	2022	2023	2024	
違反審査	受理		16,410 (393)	20,202 (1,983)	11,105 (563)	18,784 (367)	19,452 (332)	
	既済	非該当		2	2	1	—	1
		退去強制令書発付		5,372	5,081	4,168	6,683	6,807
		口頭審理請求		1,972	9,661	2,359	2,418	1,196
		出国命令書交付		6,898	4,410	3,881	9,176	10,382
未済、その他		2,166	1,048	696	507	1,066		
口頭審理	受理		2,631 (616)	10,433 (691)	3,004 (597)	2,735 (269)	1,464 (204)	
	既済	非該当		1	—	—	1	—
		退去強制令書発付		60	81	42	86	119
		異議申出		1,832	9,697	2,644	2,401	978
		出国命令書交付		—	—	—	—	—
未済、その他		738	655	318	247	367		
裁決	受理		2,368 (518)	10,126 (371)	3,570 (889)	3,431 (988)	2,131 (1,036)	
	既済	理由あり		—	—	—	1	—
		理由なし		1,916	9,174	2,403	2,139	1,198
		出国命令書交付		—	—	—	—	—
未済、その他		452	952	1,167	1,291	933		

(※) 受理件数の括弧内は前年からの繰越件数で内数である。

また、2024年における違反審査後の口頭審理請求件数は1,196件で、違反審査受理数の6.1%に当たり、2023年と比べ1,222件（50.5%）減少している（[図表60、61](#)）。

図表61 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は、2024年は978件で、2023年と比べ1,423件（59.3%）減少している（図表60）。

（2）退去強制令書の発付

2024年における退去強制令書の発付件数は7,618件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が6,578件で、全体に占める割合は86.3%、不法入国が159件で、全体に占める割合は2.1%となっている（図表62）。

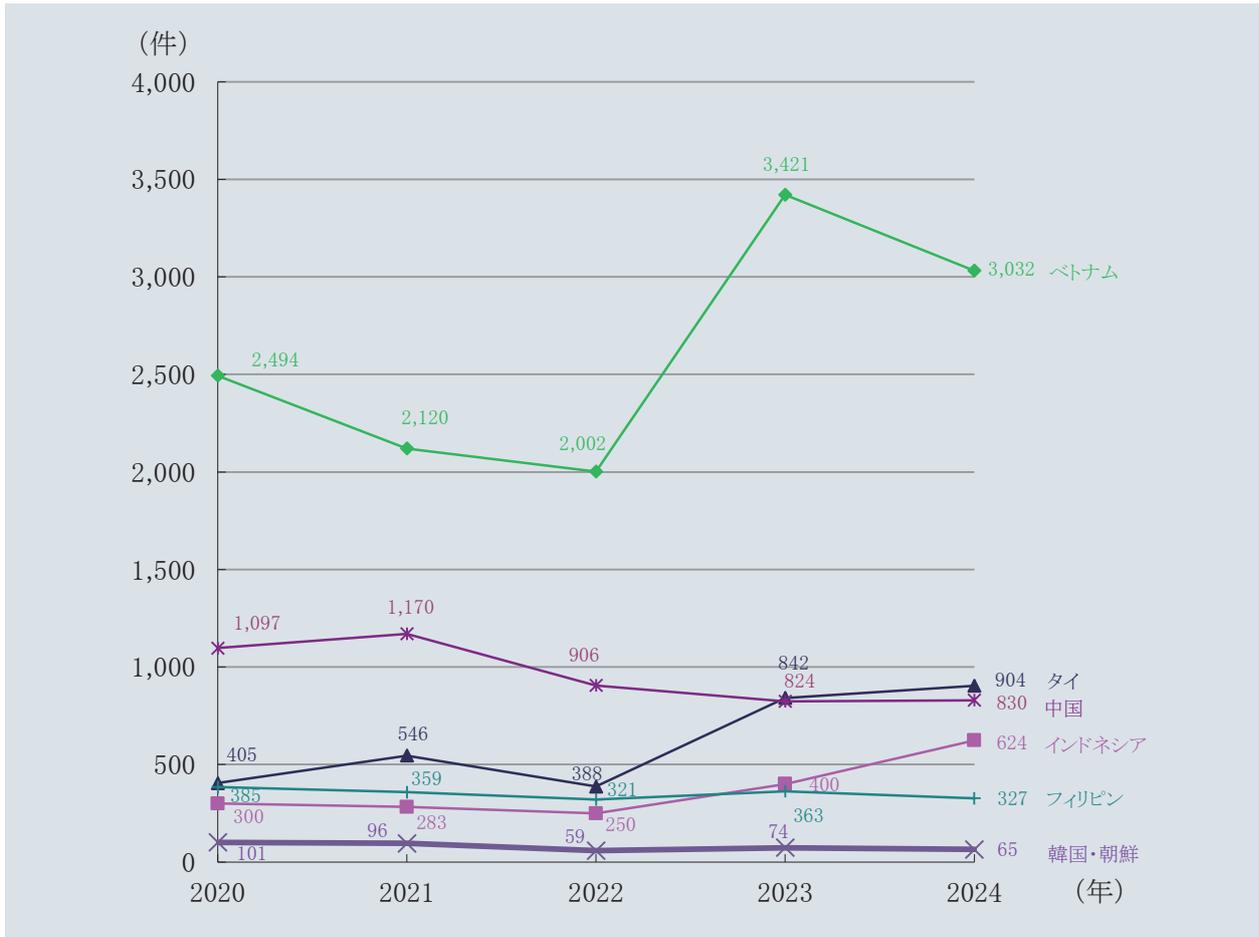
図表62 退去強制事由別退去強制令書の発付状況の推移

(件)

退去強制事由	年	2020	2021	2022	2023	2024
総数		5,903	5,566	5,134	7,826	7,618
不法残留		4,604	4,006	3,968	6,754	6,578
不法入国		132	130	118	117	159
不法上陸		41	43	43	126	100
資格外活動		96	33	43	168	81
刑罰法令違反		154	504	444	142	107
その他		876	850	518	519	593

また、国籍・地域別に見ると、ベトナムが3,032件で最も多く、全体の39.8%を占めており、次いでタイ904件（11.9%）、中国830件（10.9%）の順となっている（図表63）。

図表63 主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況の推移



(3) 上陸拒否期間の短縮決定

2024年6月10日から同年12月末までの上陸拒否期間の短縮決定に係る申請件数は、199件となっている。

処理状況別に見ると、決定154件（77.4%）、非決定40件（20.1%）、終止1件（0.5%）となっている。

(4) 監理措置

2024年中に、退去強制令書発付前の監理措置決定をした件数は、647件であり、退去強制令書発付後の監理措置決定をした件数は、476件である（図表64）。

図表64 監理措置決定件数

種類	年	2024
退去強制令書発付前		647
退去強制令書発付後		476

(5) 仮放免

2024年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は650件で、2023年と比べ558件（46.2%）減少し、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は812件で、2023年と比べ665件（45.0%）減少した（図表65）。

図表65 仮放免許可件数の推移

(件)

令書の種類	年	2020	2021	2022	2023	2024
収容令書によるもの		3,375	3,506	2,226	1,208	650
退去強制令書によるもの		3,013	4,275	2,638	1,477	812

(6) 在留特別許可

2024年に法務大臣が違反審査、口頭審理及び裁決の各段階において、在留を特別に許可した件数は合計989件であり、2023年と比べ171件（14.7%）減少した。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど、日本人等との密接な身分関係を有し、また、実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、2024年は不法残留が782件（79.1%）、不法入国・不法上陸が60件（6.1%）となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の85.1%を占めている（図表66）。

2024年6月10日から同年12月末までの在留特別許可の申請件数は、2,048件となっており、処理状況別に見ると、許可469件（22.9%）、不許可370件（18.1%）、終止46件（2.2%）となっている。

図表66 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由	年	2020	2021	2022	2023	2024
総数		1,478	8,793	1,525	1,160	989
不法残留		1,142	8,271	1,089	927	782
不法入国・不法上陸		104	132	105	79	60
刑罰法令違反等		232	390	331	154	147

2024年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると、フィリピン206件（20.8%）、中国158件（16.0%）、ベトナム61件（6.2%）、タイ48件（4.9%）、韓国・朝鮮45件（4.6%）となっている（図表67）。

図表67 国籍・地域別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総数		1,478	8,793	1,525	1,160	989
フィリピン		391	350	293	271	206
中国		175	237	233	194	158
ベトナム		202	7,450	255	61	61
タイ		71	107	106	91	48
韓国・朝鮮		83	79	78	59	45
その他		556	570	560	484	471

(※1) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(※2) 表中の国籍（地域）は、必ずしも上位5か国（地域）ではない。

5 送還の概況

2024年中の被送還者数は7,698人であり、2023年と比べ326人（4.1%）減少した。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが3,123人（40.6%）と最も多く、次いで、タイが912人（11.8%）、中国が826人（10.7%）、インドネシアが628人（8.2%）、カンボジアが368人（4.8%）の順となっている（[図表68](#)）。

図表68 国籍・地域別被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	5,450	4,122	4,795	8,024	7,698
ベトナム		2,206	1,781	2,014	3,513	3,123
タイ		382	224	448	897	912
中国		980	832	784	1,041	826
インドネシア		295	191	238	418	628
カンボジア		49	35	86	349	368
フィリピン		382	214	321	410	351
スリランカ		141	103	122	195	283
ネパール		197	170	172	222	174
トルコ		111	87	77	190	167
ウズベキスタン		68	32	48	90	164
その他		639	453	485	699	702

(※) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

送還方法は、送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」、帰国費用がないなどの理由により送還費用を国費で負担する「国費送還」及び被送還者が乗ってきた船舶等を運航する運送業者の責任と費用により送還する「入管法第59条による送還」の3つに大別される。



送還風景

図表69 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	5,450	4,122	4,795	8,024	7,698
自	費	4,705	2,808	3,935	7,127	6,808
出	国					
入	管	27	8	11	52	32
法	第					
第	59					
条	による					
送	還					
国	費	633	1,277	724	695	581
送	還					
(護					
送	送					
官	なし)					
国	費	76	15	96	119	249
送	還					
(護					
送	送					
官	あり)					
個	別	30	11	88	113	237
送	還					
(送	還					
を	忌					
避	する					
者)						
個	別	2	4	8	6	12
送	還					
(疾	病					
を	有					
する	者)					
集	団	44	0	0	0	0
送	還					
そ	の	1	0	2	1	0
他						
国	際	8	14	27	30	28
受	刑					
者	移					
送	送					
条	約					

- (※1) 「国費送還（護送官なし）」は、日本政府が帰国費用の全部又は一部を負担し、護送官を付さずに送還したものである（帰国意思はあるものの、帰国費用を調達できない者）。
- (※2) 「集団送還」は、日本政府の費用負担により民間機をチャーターするなどして被送還者を集団で送還したものである。
- (※3) 「その他」は、被送還者の本国政府等の費用負担により送還したものである。
- (※4) 「国際受刑者移送条約」は、国際受刑者移送法に基づき出国したものであって、出国時に退去強制令書の発付を受けていた者の数である。

(1) 自費出国

被送還者のうち、自費出国した者は6,808人（88.4%）であり、2023年と比べ319人（4.7%）減少した。（図表69、70）。

なお、出入国在留管理庁では、被送還者の旅券、航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件が調い次第、速やかに送還しているところであるが、送還に必要な要件が調っていない者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡し、帰国費用等を調達するよう指導したり、出入国在留管理庁から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行ったりなどして早期送還に努めている。

図表70 国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	4,705	2,808	3,935	7,127	6,808
ベ	ト	1,726	723	1,629	3,260	2,944
ナ	ム					
タ	イ	380	213	391	847	862
中	国	931	759	697	948	742
カ	ン	49	32	74	340	353
ボ	ジ					
ア						
イ	ン	281	172	195	378	537
ド	ネ					
シ	ア					
フ	イ	369	182	250	350	299
リ	ピ					
ン						
ス	ラ	95	85	95	139	205
リ	ン					
カ						
ネ	パ	177	158	152	188	155
ー	ル					
ウ	ズ	67	28	44	72	138
ベ	キ					
ス	タ					
タ	ン					
ト	ル	103	84	52	142	122
コ						
そ	の	527	372	356	463	451
他						

- (※) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、滞在の態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者、疾病を有する者等がいる。帰国する意思はあるものの、帰国費用を調達できない者については、日本政府が帰国費用の全部又は一部を負担し、護送官を付さずに送還している（護送官なしの国費送還）。また、疾病を有する者、送還を忌避する者については、日本政府の費用負担により護送官を付して送還先国に送還している（護送官ありの国費送還）。護送官なしの国費送還は、581人（7.5%）であり、2023年と比べ114人（16.4%）減少した。護送官ありの国費送還は、249人（3.2%）であり、2023年と比べ130人（109.2%）増加した（[図表71](#)）。

図表71 国籍・地域別護送官付国費送還による被送還者数の推移

	2020	2021	2022	2023	2024
総数	32	15	96	119	249
フィリピン	6	2	20	17	37
中国	2	0	3	9	33
スリランカ	0	4	11	9	31
トルコ	2	1	15	14	28
ブルンジ	2	0	7	8	16
その他	20	8	40	62	104

（※1） 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

（※2） 本表は、[図表69](#)中の送還を忌避する者及び疾病を有する者の合計

なお、2023年に成立し、2024年6月10日に施行された改正入管法において新たに送還停止効の例外規定（第61条の2の9第4項第1号及び第2号）が設けられたところ、2024年中に同規定を適用して送還した者は19人であった。このうち、3回目以降の難民等認定申請を行った者（同項第1号該当者）は、17人であり、国籍・地域別に見ると、スリランカが6人、トルコが4人、インド及びネパールが各2人、中国、バングラデシュ及びパキスタンが各1人となっている。また、無期若しくは3年以上の実刑判決を受けた者等（同項第2号該当者）は、2人であり、国籍・地域別に見ると、スリランカ及びナイジェリアが各1人となっている。

このほか、送還を計画したが、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出したため、送還を中止した者は、1人であり、国籍・地域は、カンボジアであった。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）しなければならない^{（注）}が、その数は、2024年中は32人（0.4%）であり、2023年と比べ20人（38.5%）減少した（[図表69](#)）。

（注） 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（入管法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

6 出国命令事件

(1) 違反調査

2024年中に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は1万131人で、入管法違反者全体の53.6%を占めている。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが3,859人（38.1%）と最も多く、次いで、タイ2,444人（24.1%）、中国975人（9.6%）、インドネシア971人（9.6%）、カンボジア498人（4.9%）の順となっており、これら上位5か国で全体の86.3%を占めている（[図表72](#)）。

図表72 国籍・地域別出国命令による引継者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	6,874	4,365	3,877	9,197	10,131
ベトナム		2,739	651	1,350	3,524	3,859
タイ		748	579	387	2,257	2,444
中国		1,625	1,722	933	1,087	975
インドネシア		712	435	315	516	971
カンボジア		23	39	153	591	498
フィリピン		376	215	223	321	417
スリランカ		37	101	77	206	216
ネパール		252	283	134	176	160
トルコ		73	21	17	71	146
ウズベキスタン		45	86	23	89	96
その他		244	233	265	359	349

(※) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 審査

ア 事件の受理・処理

2024年における出国命令事件の受理件数は1万131件であり、違反審査受理件数全体の52.1%に当たり、2023年と比べ934件（10.2%）増加している。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後、特に速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

2024年に出国命令書を交付した件数は1万382件であった。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが3,968件で最も多く全体の38.2%を占めており、次いでタイ2,462件（23.7%）、中国1,001件（9.6%）、インドネシア983件（9.5%）、カンボジア517件（5.0%）の順となっており、上位5か国で全体の86.0%を占めている（[図表73](#)）。

図表73 国籍・地域別出国命令書の交付状況の推移

(件)

国籍・地域	年	2020	2021	2022	2023	2024
総	数	6,898	4,410	3,881	9,176	10,382
ベ	トナム	2,761	674	1,350	3,508	3,968
タ	イ	749	582	389	2,257	2,462
中	国	1,634	1,737	935	1,084	1,001
イ	ンドネシア	710	434	315	516	983
カ	ンボジア	23	40	152	590	517
フ	ィリピン	377	215	224	321	423
ス	リランカ	36	100	77	205	233
ネ	パール	252	284	134	176	177
ト	ルコ	68	22	17	71	145
ウ	ズベキスタン	45	88	23	89	109
そ	の他	243	234	265	359	364

(※1) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(※2) 2024年については、入管法第24条の3第1号イ（違反調査の開始前に速やかに本邦から出国する意思をもって自ら出入国在留管理官署に出頭した者であること）によるもの及び同号ロ（違反調査の開始後、入国審査官による認定通知書を受ける前に入国審査官又は入国警備官に対して速やかに出国する意思がある旨を表明したこと）によるものの双方を含む。

(3) 出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国する空海港において出国の証印を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

7 出入国在留管理関係訴訟の概況

出入国在留管理庁に係る行政訴訟等（以下「出入国在留管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。2024年において訴訟が提起され、新規に受理された件数は、本案事件について見ると、141件（前年175件）であった（図表74）。

2024年の出入国在留管理関係訴訟（本案事件）の判決数は、合計256件であり、そのうち、国側が勝訴したのは245件、敗訴したのは11件である^(注)。

(注) 判決書の数計上したものであり、同一事件について、同一年内に地方裁判所、高等裁判所等において複数の判決があった場合、重複して計上している。また、1つの事件において、複数人から訴えがあり、1つの判決があった場合、1人でも国側の敗訴が含まれていれば、敗訴1件として計上している。1つの事件において、複数の訴えが併合され、1つの判決があった場合、当該複数の訴えのうちの一部でも国側の敗訴が含まれていれば、敗訴1件として計上している（ここでの「国側の勝訴」とは、行政処分の取消等を求めて提起された出入国在留管理関係訴訟（本案事件）の判決において、訴えの全てが却下又は棄却された場合をいい、「国側の敗訴」とは、1つの事件において、複数人のうちの1人の訴え又は複数の訴えの一部でも認容された場合をいう。）。

図表74 出入国在留管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（2024年末時点）

(件)

区分		年	2020	2021	2022	2023	2024
行政事件	退去強制手続関係等 取消請求・無効確認等		75	43	58	110	98
	在留審査関係不許可処分等 取消請求・無効確認等		12	9	20	15	11
	在留資格認定証明書不交付処分等 取消請求・無効確認等		1	1	0	1	1
	難民認定手続関係等 取消請求・無効確認等		29	41	25	40	24
	その他		6	7	15	3	5
	(小計)		123	101	118	169	139
民事事件		4	6	8	6	2	
人身保護請求事件		1	1	0	0	0	
受理件数(総数)		128	108	126	175	141	
終了件数		181	157	137	130	153	

第6章 難民認定等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、1981年に難民条約に、次いで1982年には難民議定書に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

その後も、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直し、仮滞在許可制度や難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が2005年5月16日から施行されている。

さらに、条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護するための、補完的保護対象者認定制度の創設を含む改正入管法が2023年12月1日から施行されている。

出入国在留管理庁は、補完的保護対象者を含めた難民等の認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

第1節 難民認定等の申請及び処理

1 難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請

(1) 難民認定申請

2024年に我が国において難民認定申請を行った者は1万2,373人であり、2023年に比べ1,450人（約10.5%）減少した（[図表75](#)）。

図表75 難民認定申請数の推移

年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
申請数	10,375	3,936	2,413	3,772	13,823	12,373

申請者の国籍・地域は92か国・地域にわたり、主な国籍・地域は、スリランカ2,455人（約19.8%）、タイ2,128人（約17.2%）、トルコ1,223人（約9.9%）、インド951人（約7.7%）、パキスタン700人（約5.7%）、ミャンマー627人（約5.1%）、バングラデシュ568人（約4.6%）、ネパール506人（約4.1%）、カンボジア364人（約2.9%）、ウズベキスタン265人（約2.1%）となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が1万1,625人（約94.0%）、不法滞在者が748人（約6.0%）となっている。

なお、申請者の約11.0%に当たる1,355人が、過去に難民認定申請を行ったことがあり、このうち正規滞在者は849人、不法滞在者は506人となっている。

(2) 補完的保護対象者認定申請

2024年に我が国において補完的保護対象者認定申請を行った者は1,273人であり、2023年に比べ、595人（約87.8%）増加した。

申請者の国籍は12か国にわたり、ウクライナ1,239人（約97.3%）、シリア14人（約1.1%）、ミャンマー・レバノン各5人（約0.4%）、イスラエル・ロシア各2人（約0.2%）、アフガニスタン・カナダ・スーダン・中国・パキスタン・フィリピン各1人（約0.1%）となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が1,269人（約99.7%）、不法滞在者

が4人(約0.3%)となっている。

なお、申請者1,273人のうち、過去に難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行ったことがある者は、11人となっている。

2 難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請の処理

2024年における難民認定申請の処理は8,377人であり、2023年に比べ193人(約2.4%)増加している。その内訳は、難民と認定した者176人^(注)、難民と認定しなかった者5,117人(このうち、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者45人)、申請を取り下げた者等3,084人であった。

2024年における補完的保護対象者認定申請の処理は1,654人であり、その内訳は、補完的保護対象者と認定した者1,616人、補完的保護対象者と認定しなかった者5人、申請を取り下げた者等33人であった。

なお、難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定されなかった者についても、例えば、本国の情勢等により帰国が困難である者又は我が国での在留を認めるべき特別な事情がある者等に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国在留管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、2024年は335人が在留を認められている(図表76、77)。

図表76 我が国における難民等保護の状況

(人)

区分		年							
		1978～2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
難 民	条 約 難 民	750	44	47	74	202	303	190	
	定 住 難 民	11,493	20	—	—	35	47	47	
補 完 的 保 護 対 象 者		—	—	—	—	—	2	1,661	
そ の 他 の 保 護		2,628	37	44	580	1,760	1,005	335	
合 計		14,871	101	91	654	1,997	1,357	2,233	

(※1) 「条約難民」とは、入管法の規定に基づき、難民条約上の難民として認定された者の数である(難民不認定とされた者の中から不服申立ての結果認定された者の数を含む)。

(※2) 「定住難民」とは、インドシナ難民(1973年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び1980年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの)及び第三国定住難民(2008年12月16日及び2014年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民)であり、1978年から2005年まではインドシナ難民、2010年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者もあり、合計欄では重複して計上されている。

(※3) 「補完的保護対象者」とは、入管法の規定に基づき、補完的保護対象者として認定した者の数である(難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者として認定した者の数を含む)。

(※4) 「その他の保護」とは、難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定されなかったものの、人道的な配慮を理由に在留が認められた者の数である。

(注) 審査請求の結果、認定された者の数については、後記第2節2参照。

図表77 難民及び補完的保護対象者の認定申請者・認定者数の推移



(※) 申請者は一次審査の数。認定者は一次審査のほか、不服申立ての結果、認定された者を含む。

3 仮滞在許可制度の運用状況

2024年における仮滞在許可者は96人で、2023年に比べ52人（約35.1%）減少している。

仮滞在許可の許可を判断した人数は703人であるが、許可されなかった者に係る主な理由は、

- ① 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民又は補完的保護対象者となる事由が生じた者）
あつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請又は補完的保護対
象者認定申請をしたこと…449人
- ② 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…212人
- ③ 逃亡するおそれがあると疑うに足る相当の理由があること…177人
である（注1）。

第2節 審査請求（不服申立て）

1 審査請求数

2024年に難民の認定をしない処分に対する審査請求（注2）を行った者は3,273人であり、2023年と比べ1,974人（37.6%）減少している（図表78）。

なお、2024年に補完的保護対象者の認定をしない処分に対する審査請求を行った者は3人であった。

（注1） 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、その全てを計上している。

（注2） 難民の認定をしない処分等に対する不服申立ては、2016年4月1日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められた。

図表78 難民の認定をしない処分等に対する不服申立て数及び処理状況の推移

(人)

区分		年	2020	2021	2022	2023	2024
難民不認定等			3,477	4,196	5,418	5,045	5,122
不服申立て			2,573	4,046	4,461	5,247	3,276
処理	理由あり		1	9	15	14	14
	理由なし		5,271	6,732	4,725	2,582	3,152
	取下げ等		1,203	670	492	863	948

2 処理の状況

2024年における不服申立ての処理は4,114人であり、2023年に比べ655人（18.9%）増加している。その内訳は、不服申立てに理由があるとされた者（難民と認定された者）14人（前年14人）、理由がないとされた者3,152人（前年2,582人）、不服申立てを取り下げた者等948人（前年863人）であった（図表78）。

2024年に不服申立てに理由があるとされた者のうち、補完的保護対象者と認定された者は0人であった。

第3節 一時庇護のための上陸の許可申請及び処理

2024年に我が国において一時庇護のための上陸の許可（以下「一時庇護上陸許可」という。）を申請した者は91人であり、2023年に比べ43人増加した。処理の内訳は、許可が5人、不許可が83人、取下げ等が4人であった（図表79、80）。

図表79 一時庇護上陸許可申請数の推移

(人)

区分		年	2020	2021	2022	2023	2024	
申請	数		7	3	12	48	91	
許	可		1	1	2	11	5	
不	許	可	7	3	10	34	83	
取	下	げ	等	—	—	—	2	4

(※) 申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、各年の申請数と処理数（許可、不許可及び取下げ等の合計）は必ずしも一致しない。

図表80 一時庇護上陸許可申請の処理状況（2024年）

（人）

国籍	申請数計	処分内訳			
		許可	不許可	終止・取下げ	中止
イラン	39	—	40	—	—
中国	11	—	11	—	—
ミャンマー	11	3	8	—	—
カナダ	4	—	4	—	—
イスラエル	3	—	3	—	—
トルコ	3	—	3	—	—
イエメン	2	1	1	—	—
インド	2	—	2	—	—
パキスタン	2	—	—	2	—
ウガンダ	1	—	1	—	—
エチオピア	1	—	—	1	—
ガーナ	1	—	1	—	—
カメルーン	1	—	1	—	—
コンゴ民主共和国	1	—	1	—	—
ソマリア	1	1	—	—	—
タンザニア	1	—	1	—	—
ナイジェリア	1	—	1	—	—
バーレーン	1	—	1	—	—
バングラデシュ	1	—	1	—	—
米国	1	—	1	—	—
マレーシア	1	—	1	—	—
レバノン	1	—	1	—	—
ロシア	1	—	—	1	—
合計	91	5	83	4	—

（※1）表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

（※2）申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、申請数と処理数（許可、不許可及び取下げ等の合計）は必ずしも一致しない。

第7章 人身取引（性的サービスや労働の強要等） 対策及び外国人DV被害者保護

第1節 人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策

1 人身取引対策への取組

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が非常に困難であることによる。また、国境を越えて行われる犯罪であるため、国際社会の関心も高いものとなっている。

政府は、2004年12月、関係府省庁において「人身取引対策行動計画」を、また、犯罪対策閣僚会議において、2009年12月には「人身取引対策行動計画2009」を、2014年12月には「人身取引対策行動計画2014」を、2022年12月には「人身取引対策行動計画2022」をそれぞれ策定し、2024年7月には、人身取引対策関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」の第10回会合を開催するなど、政府一体での総合的かつ包括的な人身取引対策を推進している。

出入国在留管理庁においても「人身取引対策行動計画2022」に基づき、関係機関との協力体制を一層強化するなどして人身取引の防止に努めるとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案を把握し、人身取引の撲滅と被害者の適切な保護に積極的に取り組んでいるところである。

人身取引対策への取組に関する紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/zinsin_index.html)

2 人身取引被害者の保護

出入国在留管理庁では、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者保護の観点から、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。

出入国在留管理庁が2024年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手続を執った外国人は7人（前年8人）となっており、国籍・地域別の内訳は、いずれもフィリピン（前年フィリピン8人）であった。

なお、被害者7人はいずれも在留資格を有しており（前年8人）、不法残留等入管法違反となっていた者は0人（前年0人）であった（[図表81](#)）。

被害者数は、出入国在留管理庁が統計を取り始めた2005年に115人であったが、その後大幅に減少し、ここ数年は多い年でも10人強となっている。これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって対策に取り組んでおり、厳格な上陸審査の実施など、人身取引防止・撲滅への取組が一定の効果を上げているためと考えられる（[図表82](#)）。

図表81 人身取引被害者数（2024年）

（人）

国籍・地域	内訳	人身取引の被害者		合計
		在留資格を有していた者	入管法違反者 (うち在留特別許可)	
フィリピン		7	0(0)	7
総数		7	0(0)	7

（※） 在留資格を有していた者の在留資格別の内訳は以下のとおり。
 興行：7人

図表82 人身取引被害者数の推移

（人）

被害者数・内訳	年	2005	2020	2021	2022	2023	2024
人身取引被害者総数		115	8	11	2	8	7
在留資格を有していた者		68	1	10	1	8	7
入管法違反者 (うち在留特別許可)		47(47)	7(7)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)

3 人身取引加害者の退去強制^(注)

2014年に、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁は「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯の取締りを徹底すべく、一層の情報共有及び連携を図っているところであるが、2024年に出入国在留管理庁が人身取引の加害者として退去強制した外国人は0人（前年0人）であった。

（注） 2005年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第4号ハ）となった。

第2節 外国人DV被害者保護

1 概要

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

出入国在留管理庁では、DV被害者である外国人を認知した場合には、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、DVにより別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更許可申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上、許可するなど人道上適切に対応している。さらに、DVに起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、人道的な措置を講じている。

また、2008年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正法が施行され、これに合わせて法務省を含む関係府省で策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」^(注)を踏まえ、出入国在留管理庁では、同年7月に独自に措置要領を制定したほか（2018年1月、2022年1月及び2024年6月一部改正）、職員に対しては、関係機関の協力を得て、DV被害者保護に関する実践的な知識や留意点等の実務に重点を置いた研修を実施している。DV被害者を認知した場合には、被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター及び警察等関係機関との連携を図るなど、一層の被害者保護に努めている。

2 外国人DV被害者の認知件数

出入国在留管理庁では、被害者の保護を第一とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続等において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、2024年中に、在留審査手続の過程等において把握した外国人DV被害者は247人であった（[図表83、84](#)）。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、関係機関への通報や在留期間更新許可等を行った。

(注) 2014年1月に更に同法律の一部改正法が施行され、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたことを受け、同法施行に合わせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定めている。

図表83 DV被害者把握状況（2024年）

（人）

国籍・地域	認知状況	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
総	数	121	12	90	24	247
フ イ リ ピ ン		43	3	24	6	76
中 国		13	1	11	2	27
ブ ラ ジ ル		11	2	12	1	26
ベ ト ナ ム		7	1	7	2	17
ネ パ ー ル		5	0	8	1	14
タ イ		8	1	2	1	12
ミ ャ ン マ ー		6	0	1	3	10
ペ ル ー		4	0	4	0	8
バ ン グ ラ デ シ ュ		2	0	4	0	6
パ キ ス タ ン		2	0	4	0	6
ス リ ラ ン カ		1	0	1	2	4
イ ン ド ネ シ ア		2	0	1	0	3
韓 国		3	0	0	0	3
ナ イ ジ エ リ ア		1	0	1	1	3
ボ リ ビ ア		0	1	2	0	3
モ ン ゴ ル		2	0	1	0	3
イ タ リ ア		2	0	0	0	2
カ メ ル ー ン		1	0	1	0	2
コ ロ ン ビ ア		0	1	1	0	2
ト ル コ		0	1	0	1	2
イ ラ ン		0	0	1	0	1
イ ン ド		0	0	0	1	1
ウ ズ ベ キ ス タ ン		0	1	0	0	1
ウ ク ラ イ ナ		0	0	0	1	1
カ ン ボ ジ ア		1	0	0	0	1
ギ ニ ア		1	0	0	0	1
キ ル ギ ス		0	0	1	0	1
ス ウ ェ ー デ ン		1	0	0	0	1
ス ペ イ ン		1	0	0	0	1
台 湾		1	0	0	0	1
パ ラ グ ア イ		0	0	1	0	1
米 国		1	0	0	0	1
ベ ル ギ ー		1	0	0	0	1
ポ ー ラ ン ド		0	0	0	1	1
マ レ ー シ ア		0	0	0	1	1
モ ロ ッ コ		1	0	0	0	1
ル ー マ ニ ア		0	0	1	0	1
ロ シ ア		0	0	1	0	1

（※）表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

図表84 官署別DV事案の認知被害者数の推移

（人）

年	官署	本庁	札幌局	仙台局	東京局	名古屋局	大阪局	広島局	高松局	福岡局	計
2022		1	2	7	122	84	10	11	0	12	249
2023		1	3	3	110	56	32	6	2	22	235
2024		0	2	4	113	64	29	11	5	19	247

（※）東京局、名古屋局、大阪局、福岡局はそれぞれ、横浜支局、中部空港支局、神戸支局、那覇支局分を含む。